

1 農地中間管理機構による農地集積・集約化

【36,619(27,771)百万円】

対策のポイント

農地の中間受け皿となる農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の加速化を支援します。

<背景/課題>

- ・現在の我が国の農業構造を見ると、担い手への農地流動化は毎年着実に進展し、担い手の利用面積は農地全体の約5割となっているところですが、農業の生産性を高め、競争力を強化していくためには、担い手への農地集積と集約化を更に加速し、生産コストを削減していく必要があります。
- ・このため、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を更に推進するとともに、農地利用の最適化に向けた農業委員会の積極的な活動を支援する必要があります。

政策目標

担い手が利用する面積が今後10年間(平成35年度まで)で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進

<主な内容>

1. 農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の加速化

21,267(15,469)百万円

(1) 農地中間管理機構事業

5,249(2,483)百万円

※各都道府県の基金から充当し、不足分を措置

- ① 農地中間管理機構が農地の集積・集約化に取り組むために必要となる事業費(農地賃料、保全管理費等)及び事業推進費を支援します。
- ② 農地中間管理機構が行う農地買入等に要する借入資金に係る利子助成を行います。

(2) 機構集積協力金交付事業

13,085(10,043)百万円

※各都道府県の基金から充当し、不足分を措置

- 担い手の農地利用の増加に資するよう、①まとまった農地を貸し付けた地域、②農地を貸し付け、担い手への農地集積・集約化に協力する農地の出し手に対し、協力金を交付します。

(3) 機構集積支援事業

2,933(2,943)百万円

遊休農地の所有者の利用意向調査、所有者不明農地等の権利関係調査、農地情報公開システムの維持管理、農業委員及び農地利用最適化推進委員の資質向上に向けた研修等を支援します。

2. 農業委員会の活動による農地利用の最適化

18,285(15,245)百万円

(1) 農業委員会交付金

4,718(4,718)百万円

農業委員及び農地利用最適化推進委員の基礎的な手当等の経費を交付します。

(2) 農地利用最適化交付金

10,042(6,993)百万円

農地利用の最適化のための農業委員及び農地利用最適化推進委員の積極的な活動に要する経費を交付します。

[平成30年度予算概算要求の概要]

- (3) 機構集積支援事業（再掲） 2, 933 (2, 943) 百万円
- (4) 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金 514 (514) 百万円
都道府県農業委員会ネットワーク機構が行う農地法に規定された業務に要する経費を負担します。
- (5) 農地調整費交付金 77 (77) 百万円
農地の利用関係の調整等に要する都道府県等の経費を交付します。

補助率：定額等
事業実施主体：都道府県、民間団体、農業委員会等

(関連対策)

1. 農地の大区画化等の推進<公共> (農業農村整備事業で実施)
132, 849 (103, 395) 百万円
農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、都道府県が、農業者の費用負担等を求めずに基盤整備事業を実施すること等により、地域の特性に応じた農地の大区画化・汎用化等を促進します。
2. 農地耕作条件改善事業 40, 719 (23, 562) 百万円
農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化や高収益作物への転換を推進するため、機構による担い手への農地の集積・集約化が行われる地域等において、農業者の費用負担を求めずに事業を実施すること等により、区画拡大等を促進します。
3. 荒廃農地等利活用促進交付金 320 (231) 百万円
荒廃農地等を再生利用するための雑木除去や土作り等の取組を支援します。
4. 人・農地問題解決加速化支援事業 72 (128) 百万円
人・農地プランについての継続的な話し合いと見直しを行うための活動に対して支援します。
5. 経営体育成支援事業 3, 750 (2, 833) 百万円
農地中間管理機構を活用して規模拡大を図る経営体をはじめとして、地域の担い手に対し、融資を活用した農業用機械・施設等の導入を支援します。
なお、予算配分に当たっては、農地中間管理機構の活動実績に応じたポイント加算を行います。
6. 強い農業づくり交付金 29, 000 (20, 174) 百万円
産地の収益力強化や合理化を図る取組に必要な産地基幹施設の整備等を支援します。
なお、予算配分に当たっては、農地中間管理機構と連動した施設整備に対してポイント加算を行います。
7. 次世代施設園芸拡大支援事業 564 (501) 百万円
農地中間管理機構と連携して農地と施設を一体的に集積する取組を支援します。

8. 果樹農業好循環形成総合対策事業 6,000(5,660)百万円

農地中間管理機構が園地を借り受け、園地整備と改植を行う取組を支援し、ほ場の集約化に伴い追加的な土層改良経費を要する場合には、改植単価を加算します(加算額:2万円/10a)。

※1 これと併せて、農地中間管理機構が果樹の産地協議会(担い手代表、市町村、生産出荷団体等で構成)に参画するなど、連携強化の取組を推進し、担い手への園地集積と改植等の促進を図ります。

※2 産地の担い手による改植等についても、農地中間管理機構を活用するなど、構造改革に取り組む産地協議会を優先採択します。

お問い合わせ先:

1(1)~(2)の事業	経営局農地政策課	(03-6744-2151)
1(3)、2(3)の事業	経営局農地政策課	(03-6744-2152)
2(1)、(2)、(4)の事業	経営局農地政策課	(03-3592-0305)
2(5)の事業	経営局農地政策課	(03-6744-2153)
関連対策1、2の事業	農村振興局農地資源課	(03-6744-2208)
3の事業	農村振興局地域振興課	(03-6744-2665)
4の事業	経営局経営政策課	(03-6744-0576)
5の事業	経営局就農・女性課	(03-6744-2148)
6の事業	生産局総務課	(03-3502-5945)
7の事業	生産局園芸作物課	(03-3593-6496)
8の事業	生産局園芸作物課	(03-3502-5957)

農地中間管理機構による農地集積・集約化

【平成30年度予算概算要求額：366（278）億円】

1. 農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の加速化

【平成30年度予算概算要求額：213（155）億円】

機構集積協力金交付事業 (機構への農地の出し手に対する支援) 【131（100）億円】 ※各都道府県の基金から充当し、不足分を措置	農地中間管理機構事業 (農地中間管理機構の業務に対する支援) 【52（25）億円】 ※各都道府県の基金から充当し、不足分を措置	機構集積支援事業 (農地集積・集約化の基礎業務への支援) 【29（29）億円】
<p>(1) 地域に対する支援 機構にまとめた農地を貸し付ける 地域に対する支援（地域集積協力金）</p> <p>(2) 個々の出し手に対する支援 ①経営転換・リタイアする場合の支援 （経営転換協力金）</p> <p>②農地の集積・集約化に協力する場合 の支援（耕作者集積協力金）</p>	<p>(1) 事務費 機構の運営・業務委託に必要な経費 〔定額補助〕</p> <p>(2) 事業費 ① 農地の賃料 ② 農地の管理・保全に要する経費 （土地改良の負担金を含む）</p> <p>〔 ・定率補助と農地集積奨励金の2本立て ・農地集積奨励金は、機構における農地の滞留を防止し、担い手への集積・集約化を推進するインセンティブとなるよう、貸付率（機構の貸付面積／機構の借受面積）に応じて段階的に増加するスキーム ・実質的な国庫負担は、最大で90% 〕</p> <p>(3) その他 農地買入等に要する借入資金に係る利子助成等</p> <p>※(3)は都道府県別の基金の対象外</p>	<p>遊休農地の所有者の利用意向調査、所有者不明農地等の権利関係調査、農地情報公開システムの維持管理、農業委員及び農地利用最適化推進委員の資質向上に向けた研修等を支援</p>

2. 農業委員会の活動による農地利用の最適化

【平成30年度予算概算要求額：183（152）億円】

農業委員会への支援 【177（147）億円の内数】

- (1) 農業委員会交付金
【47（47）億円】
- ・ 農業委員及び農地利用最適化推進委員の基礎的な手当等の経費を交付
- (2) 農地利用最適化交付金
【100（70）億円】
- ・ 農地利用の最適化のための農業委員及び農地利用最適化推進委員の積極的な活動に要する経費を交付
- ※改正農業委員会法に基づく新制度に移行した農業委員会を対象
- (3) 機構集積支援事業
【29（29）億円の内数】
- ・ 遊休農地の所有者の利用意向調査、所有者不明農地等の権利関係調査、農地台帳の情報更新等を支援

都道府県農業委員会ネットワーク機構への支援 【34（35）億円の内数】

- (1) 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金
【5（5）億円】
- ・ 農地法に規定された業務に要する経費を負担（人件費や旅費等について国が負担）
- (2) 機構集積支援事業
【29（29）億円の内数】
- ・ 農業委員及び農地利用最適化推進委員の資質向上に向けた研修等を支援

全国農業委員会ネットワーク機構への支援 【29（29）億円の内数】

- 機構集積支援事業
【29（29）億円の内数】
- ・ 農地情報公開システムの維持管理、都道府県農業委員会ネットワーク機構への研修等を支援

農地調整費交付金 【1（1）億円】

- ・ 農地の利用関係の調整等に要する都道府県等の経費を交付

2 農地中間管理機構関連農地整備事業（公共）

【86,006（－）百万円の内数】

対策のポイント

担い手への農地の集積・集約化を加速化するため、農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が実施する基盤整備を推進します。

<背景／課題>

- ・今後、高齢化の進行に伴い、農地中間管理機構への貸付けが増加することが見込まれる中で、基盤整備が十分に行われていない農地については、担い手が借り受けられないおそれがあります。
- ・一方、農地中間管理機構に貸し付けた所有者は基盤整備のための費用を負担する用意はなく、このままでは基盤整備が滞り、結果として、担い手への農地の集積・集約化が進まなくなる可能性があります。
- ・このため、農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が実施する基盤整備を推進します。

政策目標

担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進

<主な内容>

1. 農地整備

担い手への農地の集積・集約化を加速化するため、農地中間管理機構が借り入れている農地について、区画整理等を実施します。

【対象工種】

- ・区画整理、農用地造成

【主な附帯事業】

- ・機構集積推進事業（推進費）

基盤整備と一体的に農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を推進するため、事業費の12.5%等を交付（全額国費）

【採択要件】

- ・事業対象農地の全てについて、農地中間管理権が設定されていること
- ・事業対象農地面積：10ha以上（中山間地域等は5ha以上）
（事業対象農地を構成する各団地は1ha以上（中山間地域等は0.5ha以上）の連坦化した農地）
- ・農地中間管理権の設定期間が、事業計画の公告日から15年間以上あること
- ・事業対象農地の8割以上を事業完了後5年以内に担い手に集団化（機構の方針として設定）
- ・事業実施地域の収益性が事業完了後5年以内（果樹は10年以内）に20%以上向上

2. 実施計画策定等

農地整備に必要な実施計画の策定等を実施します。

（補助率：定額、1／2等
事業実施主体：都道府県等）

[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課（03-6744-2208）]

農地中間管理機構関連農地整備事業

- 農地中間管理機構への貸付けが増加することが見込まれる中で、基盤整備が十分に行われていない農地については、担い手が借り受けにくいおそれ。一方、機構に貸し付けた所有者は基盤整備のための費用を負担する用意はなく、このままでは基盤整備が滞り、結果として、担い手への農地の集積・集約化が進まなくなる可能性。
- このため、機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、都道府県が、農業者の費用負担や同意を求めずに実施する大区画化等の基盤整備を推進。

1. 事業内容

①農地整備

対象工種：区画整理、農用地造成

附帯事業：機構集積推進事業（推進費）等
【推進費は事業費の12.5%等（全額国費）】

②実施計画策定等

内 容：計画策定 等

【実施期間：2年以内】

補 助 率：定額、1／2等

2. 実施主体

都道府県 等

3. 実施要件

- ・事業対象農地の全てについて、農地中間管理権が設定されていること
- ・事業対象農地面積：10ha以上（中山間地域等は5ha以上）
（事業対象農地を構成する各団地は1ha以上（中山間地域等は0.5ha以上）の連坦化した農地）
- ・農地中間管理権の設定期間が、事業計画の公告日から15年間以上あること
- ・事業対象農地の8割以上を事業完了後5年以内に担い手に集団化（機構の方針として設定）
- ・事業実施地域の収益性が事業完了後5年以内（果樹は10年以内）に20%以上向上

〔転用防止措置〕

- ・農用地区域からの除外は農地中間管理権の存続期間が満了している場合に限り可
- ・所有者が農地中間管理権を解除した場合等には特別徴収金を徴収することが可

※ 機構は、農地中間管理権を取得する際及び貸付けの相手方に転貸する際に本事業が行われ得る旨を説明

平成35年度までに担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進

3 農地耕作条件改善事業

【40,719(23,562)百万円】

対策のポイント

農地中間管理事業の重点実施区域等において、農地中間管理機構と連携しつつ、担い手への農地集積の推進や高収益作物への転換を図るための計画策定や基盤整備、営農定着に必要な取組を一括支援します。

<背景/課題>

- ・我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積の推進や高収益作物への転換に取り組むことが重要です。
- ・このため、農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化が行われる地域等において、農業者の費用負担を求めずに事業を実施すること等により、多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善を機動的に進めることが必要です。加えて、農地集積を図りつつ高収益作物への転換を図る場合には、計画策定から営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合わせ一括支援することが必要です。

政策目標

担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進

<主な内容>

①区画整理、農地造成

農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を推進するため、農業者の費用負担を求めずに事業を実施すること等ができるよう、基盤整備に係る事業費の12.5%等を交付します〔定率助成(1/2等)〕。

次の要件を満たす場合は、12.5%等の推進費を交付

- ・事業対象農地の全てについて、農地中間管理権が設定
- ・農地中間管理権の設定期間が15年間以上
- ・事業対象農地の8割以上を事業完了後5年以内に担い手に集団化
- ・事業実施地域の収益性が事業完了後5年以内（果樹は10年以内）に20%以上向上

②上記以外の工種（用排水施設、農作業道 等）

農地中間管理権の設定割合・集団化のレベルに応じて推進費を段階的に交付（最大で12.5%）

○高収益作物への転換に取り組む場合

- ・高収益作物への転換を図るためのプランの作成や導入・定着を支援

○農業者の自力施工を活用した整備に取り組む場合

- ・簡易な基盤整備を定額単価(10a当たり等)で助成

※任意で以下に取り組む場合には追加支援

- ・中心経営体に集約化する農地を対象とする場合には、定額単価を2割加算
- ・さらに、農地中間管理権を設定しつつ、新たに高収益作物への転換を図る農地を対象とする場合には、定額単価を更に3割加算（合計5割加算）

※ 事業の特徴

- (1) 事業の実施区域は、農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域等
- (2) 事業実施年度の採択申請が可能（複数回受付）、機構から国への直接申請も可能
- (3) 事業実施期間は最大5年（ハードは最大3年）、総事業費は10億円未満を支援

補助率：定額、1/2等
事業実施主体：農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業法人等

[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)]

農地耕作条件改善事業

- 我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積の推進や高収益作物への転換に取り組むことが重要。
- このため、機構による担い手への農地の集積・集約化が行われる地域等において、農業者の費用負担を求めずに事業を実施すること等により多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善を機動的に進める。加えて、農地集積を図りつつ高収益作物への転換を図る場合には、計画策定から営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合わせ一括支援。

1. 事業内容

① 区画整理、農地造成

農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を推進するため、農業者の費用負担を求めずに事業を実施すること等ができるよう、基盤整備に係る事業費の12.5%等を交付します〔定率助成(1/2等)〕。

区画整理、農地造成

次の要件を満たす場合は、12.5%等の推進費を交付

- ・ 事業対象農地の全てについて、農地中間管理権が設定
- ・ 農地中間管理権の設定期間が15年間以上
- ・ 事業対象農地の8割以上を事業完了後5年以内に担い手に集団化
- ・ 事業実施地域の収益性が事業完了後5年以内（果樹は10年以内）に20%以上向上

② 上記以外の工種（用排水施設、農作業道 等）

上記以外の工種（用排水施設、農作業道 等）

- ・ 農地中間管理権の設定割合・集団化のレベルに応じて推進費を段階的に交付（最大で12.5%）

農地中間管理権の設定割合	基本	集団化加算 ^(注)	計
85%以上	8.5%	+4.0%	12.5%
75~85%	7.5%	+3.0%	10.5%
65~75%	6.5%	+2.0%	8.5%
55~65%	5.5%	+1.0%	6.5%

(注) 農地中間管理権を設定する農地のうち、担い手への農用地の集団化割合が8割以上の場合

【高収益作物への転換に取り組む場合】

左記の事業内容に加えてソフト支援

- ※ 作付面積のうち1/4以上を稲作等から新たに高収益作物に転換（要件）
- ※ 上記要件を満たす場合に上限500万円/地区（年基準額）を支援

○ 高収益作物転換プラン作成支援（最大2年）

プラン作成に係る調査・調整、需給動向把握、販売先調査 等

○ 高収益作物導入支援（最大5年）

技術習得方法の検討と実践、経営展開支援、現場研修会開催 等

- ※ 必要に応じて、実証展示ほ場の設置、導入1年目の種子・肥料、農業機械リース 等も支援〔定率助成(1/2等)〕

【農業者の自力施工を活用した整備に取り組む場合】

簡易な基盤整備（区画拡大、暗渠排水、客土、除礫等）を定額単価（10a当たり等）で助成

※ 任意で以下に取り組む場合には追加支援

- ・ 中心経営体に集約化（面的集積）する農地を対象とする場合には、定額単価を2割加算
- ・ さらに、農地中間管理権を設定しつつ、新たに高収益作物への転換を図る農地を対象とする場合には、定額単価を更に3割加算（合計5割加算）〔拡充〕

2. 実施要件

- 総事業費200万円以上
- 受益者数2者以上
- 農地中間管理機構との連携概要の策定
- 事業実施区域は農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域又は重点実施区域指定見込みの区域

3. 実施主体

- ・ 農地中間管理機構
- ・ 都道府県、市町村
- ・ 土地改良区、農業協同組合、農業法人等

4 農業経営法人化等の促進

【6, 338 (6, 226) 百万円の内数】

対策のポイント

経営意欲のある農業者が創意工夫を生かした農業経営を展開できるよう、円滑な経営継承など農業者の経営課題に関係機関と連携して適切にアドバイスする経営相談体制の整備や農業経営の法人化を推進する取組を支援します。

<背景/課題>

- ・農村地域の高齢化等が急速に進展する中、これに対応して地域の農業の担い手が経営継承や規模拡大といった課題に速やかに対応していく必要があります。
- ・この結果、地域の受皿としての担い手農家には今まで想定していたスピード以上の迅速な対応が求められています。このため、農業経営の法人化、円滑な経営継承等の多様な課題に対応する必要性が急速に増してきています。

政策目標

今後10年間（平成35年まで）で、法人経営体数を5万法人に増加

<主な内容>

1. 農業経営法人化支援総合事業 1, 028 (668) 百万円
(1) 農業経営者総合サポート事業 937 (316) 百万円

① 農業経営者サポート事業

県レベルで措置する経営相談のための組織（農業経営相談所（仮称））が関係機関と連携して行う農業経営の法人化、円滑な経営継承、規模拡大等に関する経営相談・経営診断や専門家派遣・巡回指導などの取組を支援します。

② 農業経営法人化支援事業

農業経営相談所（仮称）で経営相談・診断を行った集落営農等が法人化（定額40万円）及び組織化（定額20万円）する取組を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：都道府県、民間団体等

- (2) 農業経営の質の向上 91 (352) 百万円

農業経営相談所（仮称）の現場における活動に資するため、農業経営を支援する専門家の質の向上を図るための研修の実施、経営の悪化を克服した農業法人等の具体的事例に則したリスク軽減手法等の調査・分析等を実施します。

委託費、補助率：定額
委託先、事業実施主体：民間団体等

2. 関連事業による経営相談等の円滑化

- (1) 農業法人投資育成事業 出資枠：11億円

日本政策金融公庫の支店など地域の金融機関の協力を得て、出融資に係る相談体制を強化し、農業経営相談所（仮称）と連携した（株）アグリビジネス投資育成会社等の農業法人に対する出資を促進します。

（事業実施主体：（株）日本政策金融公庫）

[平成30年度予算概算要求の概要]

(2) 農の雇用事業 5, 311 (5, 558) 百万円の内数

農業経営の法人化や円滑な経営継承を促進するため、農業法人等が新規就業者に対して実施する新たな法人設立に向けた研修等については、通常の雇用就農者の育成のための研修(最長2年間)よりも長期の支援を実施します(最長4年間、年間最大120万円(3年目以降は年間最大60万円))

補助率：定額
事業実施主体：全国農業委員会ネットワーク機構

(3) 金融機関の融資の円滑化

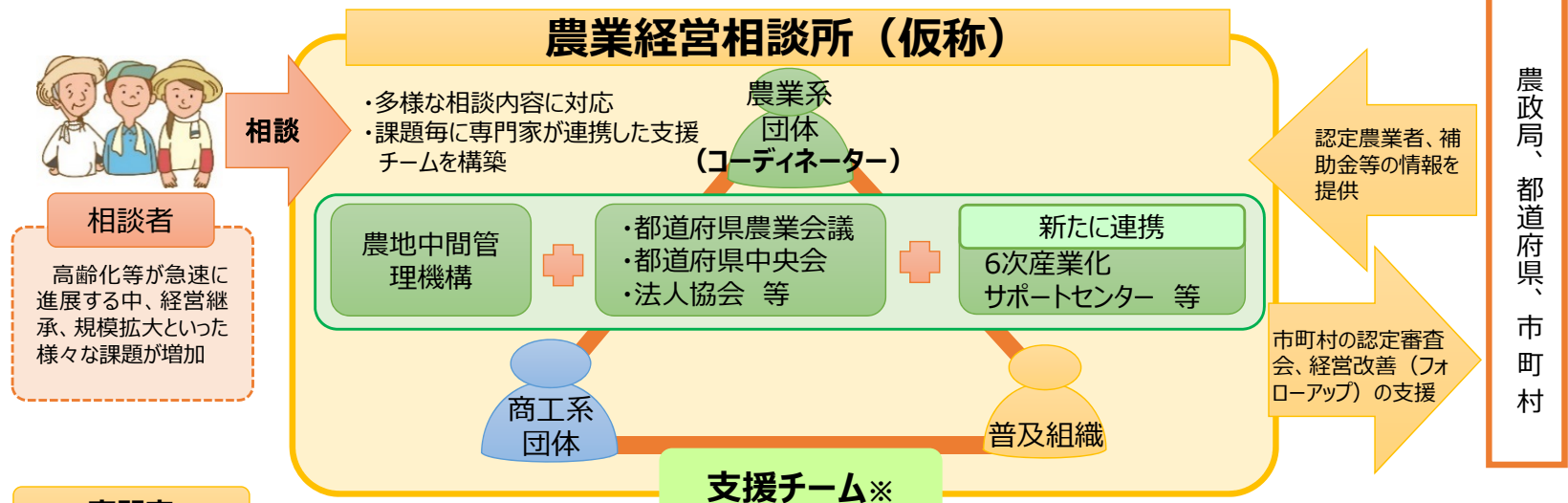
農業経営相談所(仮称)で経営相談・経営診断等を受けた案件については、制度資金の借入申込時の手続きを簡素化するなど、農業者の円滑な資金の融通を支援します。

お問い合わせ先：
1の事業 経営局経営政策課 (03-6744-0576)
2(1)、(3)の事業 経営局金融調整課 (03-6744-1395)
2(2)の事業 経営局就農・女性課 (03-6744-2162)

経営意欲のある農業者が創意工夫を生かした農業経営を展開できるよう、円滑な経営継承など農業者の経営課題に対し関係機関と連携して適切にアドバイスする農業経営相談体制を整備するとともに、経営相談、専門家派遣等の取組を支援し、法人化等を促進。

目標：今後10年間（平成35年まで）で、法人経営体数を5万法人に増加

農業経営者総合サポート事業（新規）



農業法人投資育成事業

○日本政策金融公庫の支店など地域の金融機関の協力を得て、出融資に係る相談体制を強化し、農業経営相談所（仮称）と連携した（株）アグリビジネス投資育成会社等の農業法人に対する出資を促進

農の雇用事業

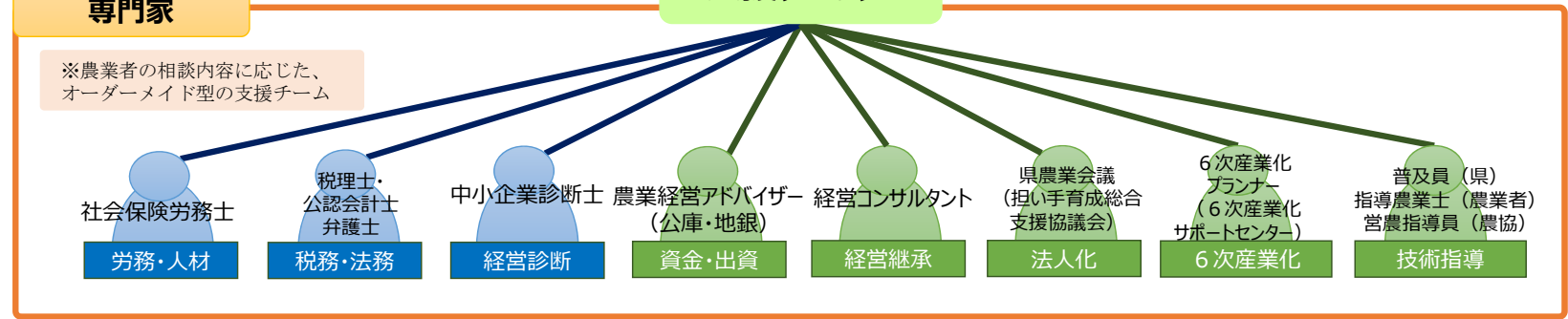
○雇用者に対する新法人設立に向けた研修費用として年間最大120万円を最長4年間助成（3年間以降は最大60万円）

金融機関の融資の円滑化

○農業経営相談所（仮称）で経営相談・経営診断等を受けた案件については、制度資金の借入申込時の手続きを簡素化するなど、農業者の円滑な資金の融通を支援

農業経営の質の向上

○農業経営を支援する専門家の質の向上を図るための研修の実施、経営の悪化を克服した農業法人等の具体的事例に即したリスク低減手法等の調査・分析等を実施



農業経営法人化支援事業（継続）

農業経営相談所(仮称)で経営相談・診断を行った集落営農等が法人化（定額40万円）及び組織化（定額20万円）する取組を支援

5 農業人材力強化総合支援事業

【25,924(20,244)百万円】

対策のポイント

次世代を担う農業者を目指す者に対し、就農の検討・準備段階から就農開始を経て経営を確立するまでを一連の流れとして、総合的に支援します。

<背景/課題>

- ・ 農業就業者の平均年齢が67歳（平成28年）と高齢化する中、青年新規就農者数を倍増させ、世代間バランスのとれた農業就業構造にしていくため、次世代を担う農業者を育成するための支援策を総合的に講じる必要があります。

政策目標

新規就農し定着する農業者を倍増し、平成35年までに40代以下の農業従事者を40万人に拡大

<主な内容>

1. 農業次世代人材投資事業 19,917(14,013)百万円
次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金（準備型（2年以内））及び就農直後の経営確立を支援する資金（経営開始型（5年以内））を交付します。

準備型

- (1) 補助率 定額
- (2) 事業実施主体 都道府県、全国農業委員会ネットワーク機構
- (3) 支援対象者 原則45歳未満（就農時）の研修に専念する就農希望者
- (4) 交付単価等 年間150万円、最長2年間
- (5) 主な交付要件等
 - ア 独立・自営就農又は雇用就農又は親元での就農を目指すこと
 - ・ 研修終了後1年以内及び交付期間の1.5倍（最低2年）以上就農すること
 - ・ 平成29年度以降の新規交付対象者から、独立・自営就農後5年以内に認定新規就農者等になること
 - ・ 親元就農の場合、5年以内に経営を継承するか又は共同経営者になること
 - イ 平成29年度以降の新規交付対象者から、国内での2年の研修に加え、将来の営農ビジョンとの関連性が認められて海外研修を行う場合は交付期間を1年延長

経営開始型

- (1) 補助率 定額
- (2) 事業実施主体 市町村
経営・技術、資金、農地について支援体制が整備されていること
- (3) 支援対象者 原則45歳未満の独立・自営就農する認定新規就農者
- (4) 交付単価等 年間最大150万円、最長5年間
平成27年度以降の新規交付対象者から、前年所得に応じて交付額を変動
- (5) 主な交付要件等
 - ア 独立・自営就農であること
 - ・ 市町村等が適切な営農をしていないと判断した場合は打ち切り
 - ・ 親からの経営継承（親元就農から5年以内）や親の経営から独立した部門経

[平成30年度予算概算要求の概要]

営を行う場合も対象

- ・ 農地は親族からの貸借が主であっても対象とするが、5年間の交付期間中に所有権移転すること
- ・ 平成29年度以降の新規交付対象者から、交付終了後、交付期間と同期間以上営農すること

イ 交付3年目に経営確立の見込み等について中間評価を行い、支援方針を決定

ウ 平成29年度以降の新規交付対象者から、早期に経営確立し、さらなる経営発展に繋がる取組を行う者に対し、最大150万円（又は3年目交付額の2倍のうち低い額以内の額）を交付し、本事業から卒業

2. 農の雇用事業 **5,311(5,558)百万円**

青年の農業法人への雇用就農を促進するため、法人が新規就業者に対して実施する実践研修を支援するとともに、新規就業者に対する新たな法人設立に向けた研修等を支援します。また、法人による従業員等の国内・海外派遣研修を支援します。

- (1) 補助率 定額
- (2) 事業実施主体 全国農業委員会ネットワーク機構
- (3) 支援対象者 原則45歳未満の正社員を雇用し、生産技術等の実践的な研修を実施する農業法人等
- (4) 交付単価等 年間最大120万円、最長2年間（新法人設立に向けた研修は年間最大120万円、最長4年間（3年目以降年間最大60万円））
- (5) 主な交付要件等
 - ア 過去5年間に本事業の対象となった雇用就農者の定着率が一定以上であること
 - イ 労働保険（雇用保険、労災保険）に加入すること
農業法人は社会保険（厚生年金保険、健康保険）に加入すること
 - ウ 研修対象者は研修実施法人等に正社員として研修開始時点で4ヶ月以上雇用されていること

3. 農業経営確立支援事業 **696(673)百万円**

新規就農者の裾野の拡大や、優れた経営感覚を備えた農業者の育成を図るための取組を支援します。

- (1) 労働環境や人材育成面等で若者を惹きつける魅力ある農業経営体の姿を“見える化”するとともに、
 - ・ 職業としての農業への理解を促進し、若者の就農意欲を喚起する活動
 - ・ 農業への適性を確認するための短期就業体験機会の提供
 - ・ 農業への就職を促進するための就農相談体制の整備を一体的に実施。
- (2) 経営力や技術力の習得を図る農業教育機関等のレベルアップのための取組
- (3) 農業者が営農しながら経営ノウハウを学べる「農業経営塾」の創出・展開

〔補助率：定額、1/2〕
〔事業実施主体：都道府県、民間団体〕

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課 (03-3502-6469)]

農業人材力強化総合支援事業の全体像

平成30年度予算概算要求額【259（202）億円】

	就農準備 (高校卒業後を支援)	就農開始		経営確立
		法人正職員としての就農	独立・自営就農	
所得の確保	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 農業次世代人材投資事業 (準備型) </div> <p>研修期間中、年間150万円を最長2年間交付</p>	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 法人側に対する 農の雇用事業 </div> <p>農業法人に就職した青年に対する研修経費として年間最大120万円を最長2年間助成</p> <p>雇用者に対する新法人設立に向けた研修経費として年間最大120万円を最長4年間助成(3年目以降は最大60万円)</p>	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 農業次世代人材投資事業 (経営開始型) </div> <p>45歳未満で独立して自営する認定新規就農者に対して、年間最大150万円を最長5年間交付</p>	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 農業法人等の 次世代経営者の育成 (農の雇用事業) </div> <p>法人等の職員を次世代経営者として育成するための派遣研修経費として、月最大10万円を最長2年間助成</p>
技術・経営力の習得	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 農業経営者育成教育の レベルアップ </div> <p>就農希望者等に、高度な農業経営者教育を行う機関等に対して支援</p>			<div style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> 農業経営塾の 創出・展開 </div>
就農定着に向けた諸課題の解決	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> 魅力ある農業経営体の見える化 ・若者の就農意欲喚起の活動 ・短期就業体験 ・就農相談会 </div>	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 80%;"> ・新規就農者間の交流会 ・サポート体制の強化 </div>		
機械・施設の導入			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 青年等就農資金(無利子) </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> スーパーL資金 </div>
			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e0ffe0;"> 経営体育成支援事業 </div>	

が農業人材力強化総合支援事業で実施する内容

6 経営体育成支援事業

【3, 750 (2, 833) 百万円】

対策のポイント

地域の担い手に対し、農業用機械等の導入を支援します。

<背景/課題>

- ・地域農業の発展を図っていくためには、集落・地域での話し合いに基づく「人・農地プラン」に即して担い手の経営発展を支援していくことが重要です。
- ・また、農地中間管理機構を活用して担い手への農地の集積・集約化を加速化することが喫緊の課題です。

政策目標

意欲ある担い手の育成・確保

<主な内容>

地域の担い手（「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体、農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けた者等※）の育成・確保を推進するため、農業用機械等の導入を支援します。

※ 過去に例のないような重大な気象災害による被災農業者を含む。

1. 融資主体補助型

地域の担い手が融資を受け、農業用機械・施設を導入する際、融資残について補助金を交付することにより、主体的な経営展開を支援します。また、労働力不足等の課題に対応する農業経営のイノベーションに向けて、新たな技術を活用した農業用機械等の導入について、優先枠を設けて重点的に支援します。

さらに、予算配分に当たっては、農地中間管理機構の活動実績に応じたポイント加算を行うとともに、園芸等の担い手育成に向けてポイント項目を見直します。

併せて、融資の円滑化等を図るため、農業信用基金協会への補助金の積増しによる金融機関への債務保証（経営体の信用保証）を支援します。

〔補助率：定額、融資残額（事業費の3/10以内等）
事業実施主体：市町村〕

2. 条件不利地域補助型

経営規模が小規模・零細な地域において意欲ある経営体を育成するため、共同利用機械等の導入を支援します。

〔補助率：1/2以内（1経営体当たり上限4,000万円）
事業実施主体：市町村〕

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課 (03-6744-2148)]

○ 経営体育成支援事業

平成30年度予算概算要求額【38(28)億円】

○ 地域の担い手の育成・確保を推進するため、農業用機械等の導入を支援します。

事業の内容

◇融資主体補助型

事業概要: 地域の中心となる経営体等が、融資を活用して農業用機械・施設を導入し経営改善・発展に取り組む場合に支援。イノベーション支援について優先枠を措置。

補助対象: 農業者

補助率: 事業費の3/10以内等

配分上限額: 1経営体当たり300万円

事業実施主体: 市町村



◇追加的信用供与補助事業

事業概要: 融資の円滑化を図るため、金融機関への債務保証を拡大。

補助対象: 基金協会

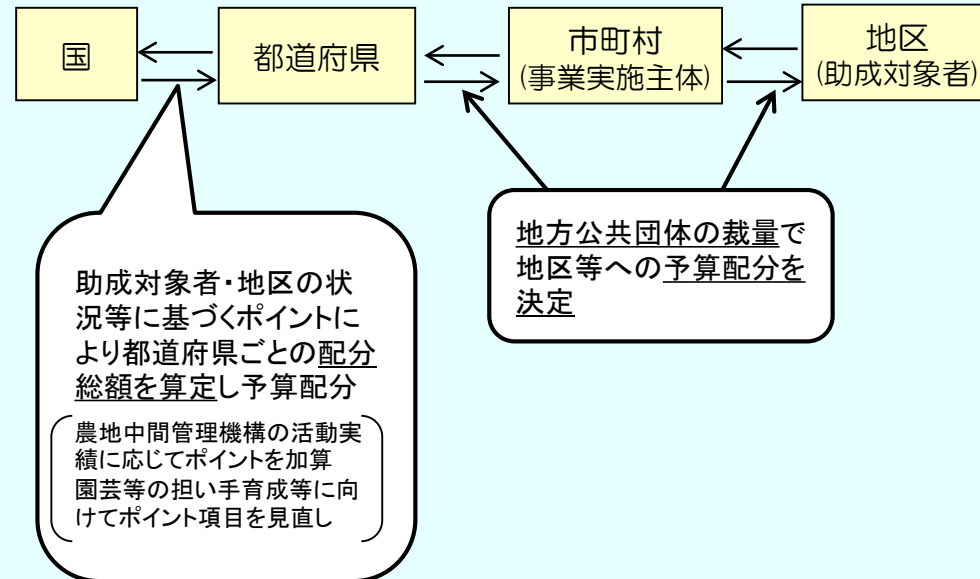
補助率: 定額

事業実施主体: 市町村



事業の仕組み

経営体育成支援事業は、各地域における自発的な取組を支援するため、間接補助事業として実施。



7 スーパーL資金の金利負担軽減措置

【農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業 5, 846 (5, 646) 百万円の内数】

対策のポイント

スーパーL資金の金利負担軽減措置を実施し、規模拡大等に意欲的に取り組む農業者を金融面から強力に支援します。

<背景/課題>

- ・ 農業者の高齢化、耕作放棄地の増加などで、地域農業の5年後、10年後の展望が描けない地域が多数存在している中で、各地域が抱える「人と農地の問題」の解決に向け、経営規模の拡大等に意欲的に取り組む農業者の経営を支えることが重要です。

政策目標

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

<主な内容>

人・農地プランの中心経営体として位置付けられた認定農業者等が借り入れるスーパーL資金について、貸付当初5年間の金利負担を軽減する措置を講じます。

1. 対象者

人・農地プランの中心経営体として位置付けられた認定農業者又は農地中間管理機構から農用地等を借り受けた認定農業者

2. 措置内容等

(1) 対象資金

スーパーL資金

(2) 償還期限

25年以内 (うち据置期間10年以内)

(3) 30年度融資枠

1,000 (1,000) 億円

(4) 金利負担軽減措置

貸付当初5年間実質無利子化

3. 事業実施主体

民間団体

<取扱融資機関>

株式会社日本政策金融公庫 (沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫)

[お問い合わせ先: 経営局金融調整課 (03-6744-2165)]

8 農業支援外国人適正受入サポート事業

【181（－）百万円】

対策のポイント

国家戦略特区制度で創設される「農業支援外国人受入事業」の実施のため、地域における外国人材の受入サポート体制の構築等を支援します。

<背景／課題>

- ・農業の成長産業化に必要な人材の確保等による農業の競争力強化を図るため、我が国の農業現場で即戦力として活躍できる外国人材を労働力として受け入れる新しい制度として、国家戦略特区における「農業支援外国人受入事業」が創設されるところです。このため、この制度で受け入れる外国人材の人権保護及び地域での円滑な就労を促すため、農業現場における適正な受入れをサポートする必要があります。

政策目標

「農業支援外国人受入事業」における外国人材が働きやすい労働環境の整備の推進

<主な内容>

1. 外国人材の保護

(1) 適正受入管理協議会への苦情・相談窓口の設置

「農業支援外国人受入事業」において関係地方公共団体と国の行政機関が共同で設置する適正受入管理協議会への苦情・相談窓口の設置、外国人材からの相談に対する母国語での対応体制の整備を支援します。

(2) 受入農業経営体に対するサポート活動の実施

外国人材の円滑な就労のため、就労に対して一定の責務を負う受入農業経営体に対する相談対応、研修会の開催等のサポート活動の実施を支援します。

2. グローバル農業技術評価試験の実施

外国人材の農業に関する知識経験を評価・確認するため、農業技術評価試験の作成、国外での実施を支援します。

補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体等

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課 (03-6744-2162)]

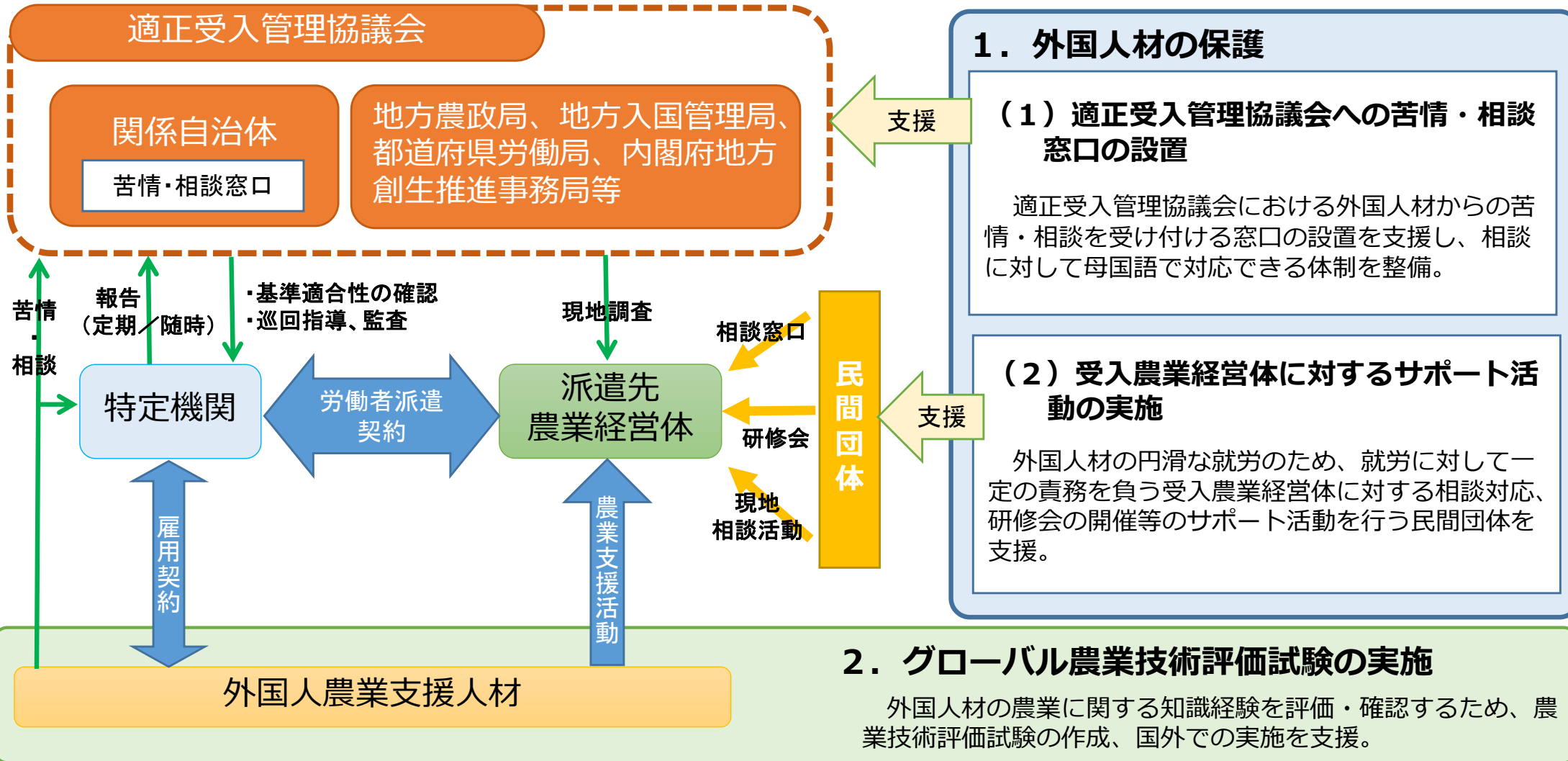
農業支援外国人適正受入サポート事業

【平成30年度予算概算要求額：181百万円】

我が国の農業現場で即戦力として活躍できる外国人材（外国人農業支援人材）を労働力として受け入れる新しい制度として、国家戦略特区において「農業支援外国人受入事業」が創設されます。

このため、国の機関も参画する適正受入管理協議会に苦情・相談窓口を設置するとともに、外国人材の就労先となる農業経営体からの相談等に対応できる体制を整備し、本制度で受け入れる外国人材の保護及び適正な受入をサポートします。

併せて、受け入れる外国人農業支援人材の農業に関する知識経験を入国前に評価・確認するため、農業技術評価試験の作成・実施を支援します。



9 女性の活躍推進

【女性採択への配慮等 55,370(40,939)百万円の内数】

対策のポイント

地域のリーダーとなりうる女性農業経営者の育成や女性による事業活用の促進等により、女性が能力を発揮し活躍できるよう支援します。

<背景/課題>

- ・女性農業者は、地域農業の振興や農業経営の発展等に重要な役割を担っており、女性が経営に参画している経営体ほど収益力が向上する傾向にあります。農林水産業の成長産業化に向け、女性の能力が一層発揮されるよう、女性農林漁業者による事業活用の促進等を通じて女性の活躍を推進することが求められています。

政策目標

女性農林漁業者の活躍の推進

<主な内容>

地域農業の活性化などにチャレンジする女性への支援

55,370百万円の内数

女性による活用が望まれる経営体向け補助事業について、周知徹底を図るとともに、女性や女性グループが積極的に採択されるよう配慮します。

【主な事業】

- **女性が変わる未来の農業推進事業** 108(一)百万円
自己の経営力向上だけでなく、地域の農業界を牽引するリーダーとなりうる女性農業経営者の育成を支援します。また、農業界で女性が能力を発揮し活躍できる環境整備を促進するため、女性の活躍推進に取り組もうとする意欲ある経営体向けの研修教材開発、実証及び効果の検証等を行い、ロールモデルとなる取組を全国に展開し、女性にとって魅力ある職業として農業が選択されることを目指します。
〔補助率：定額〕
〔事業実施主体：民間団体等〕
- **経営体育成支援事業** 3,750百万円の内数
女性農業者グループも含め、地域の担い手が経営発展等を図るために必要な農業用機械、施設の導入を通じた経営改善に向けた取組を支援します。
〔補助率：定額、融資残額、1/2以内等〕
〔事業実施主体：市町村〕
- **6次産業化支援対策** 3,524百万円の内数
女性や女性グループが6次産業化ネットワークのメンバーとなって、女性の視点を活かして実施する新商品開発や販路開拓等の取組を支援します。
〔補助率：1/2以内、1/3以内、3/10以内等〕
〔事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体等〕

※ その他の事業においても、女性の取組促進に配慮した措置を講じます。(次ページ参照)

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課 (03-3502-6600)]

チャレンジする女性への支援のための施策

総額 55,370百万円の内数

女性農林漁業者の活躍推進を支援するもの

事業名	事業内容	平成30年度予算 概算要求額
女性が変わる未来の農業推進事業	地域のリーダーとなりうる女性農業経営者の育成及び女性が働きやすい環境整備を推進し、女性にとって魅力ある職業として農業が選択されることを目指す。	108百万円
多様な担い手育成事業	女性の林業への参入・定着を促進するため、林業体験の実施や女性林業従事者のネットワーク構築等を支援するとともに、女性林業従事者の活躍促進のための課題解決を推進。	50百万円 の内数
浜の活力再生交付金のうち浜の活力再生プラン推進事業のうち漁村女性活躍推進事業	漁村地域における女性の活躍を推進するため、女性の経営能力向上や女性が中心となって取り組む加工品の開発・販売等の実践的・発展的な取組を支援するとともに、優良事例の成果報告会の開催等を支援。	24百万円

女性農業者等が積極的に採択されるよう配慮等するもの

女性農業者等が事業に応募した場合等に、採択ポイントの加算や要件緩和を行うもの

事業名	事業内容	平成30年度予算 概算要求額
経営体育成支援事業	地域の担い手が経営発展等を図るために必要な農業用機械、施設の導入を支援。 〔 農業経営の多角化等に取り組む女性農業者グループ等も助成対象。 〕	3,750百万円 の内数
強い農業づくり交付金	国産農畜産物の安定供給のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な産地基幹施設の整備等を支援。 〔 農産物加工に必要な施設整備について、女性が主体の取組の場合に、面積と下限事業費の要件緩和。 〕	29,000百万円 の内数

女性の活躍推進に資する環境整備等を支援するもの

6次産業化支援対策 〔 食料産業・6次産業化交付金 6次産業化サポート事業 〕	農林漁業者等が、6次産業化ネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓等を支援。また、農林漁業者等からの求めに応じて6次産業化プランナーを派遣し、具体的なアドバイスを実施。 〔 女性や女性グループが6次産業化ネットワークのメンバーとなって、女性の視点を活かして実施する新商品開発や販路開拓等の取組を支援。 〕	3,524百万円 の内数
産地活性化総合対策事業のうち農作業安全総合対策推進事業	農作業事故の防止に向け、農業者一人一人に対して効果的に訴えかけ、安全意識を高めていく取組を支援。 〔 女性等が安全に活躍できる環境づくりを図るため、専門家等が、農業者一人一人の安全意識を効果的に高める手法を検討し、啓発資料を作成して全国での声かけ等の啓発活動の手法を確立する取組を通じて、農作業時における事故を未然に防ぐ取組を支援。 〕	37百万円
農山漁村振興交付金	農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した都市と農村との共生・対流等を推進する取組、農山漁村における定住等を図るための取組等を支援。 〔 「食」を活かしたグリーン・ツーリズムなど、女性が中心となった都市と農山漁村の共生・対流につながる取組(地元食材を活用した新商品の開発・販売、農家レストラン、農家民宿等)や女性等の農林漁業経営、地域文化の伝承等能力発揮や地域住民の活動促進に必要となる施設整備を支援。 〕	11,976百万円 の内数
浜の活力再生交付金のうち水産業強化支援事業	「浜の活力再生プラン」に位置づけられた共同利用施設の整備、プラン策定地域における水産資源の管理や防災・減災対策の取組等を支援。 〔 女性等の活動支援のため、子供待機室、調理実習室、会議室等により構成される「女性等活動拠点施設」の整備を支援。 〕	6,900百万円 の内数

関連対策(女性農業者等の参画に配慮)

- 人・農地問題解決加速化支援事業(人・農地プランの見直し支援事業)
人・農地プランの検討に当たって、検討会のメンバーの概ね3割以上は女性農業者で構成することが要件。
- 中山間地域等直接支払制度
中山間地域等における農業生産活動の継続への支援について、交付単価の10割の交付を受けるための要件の一つとして、新たに女性・若者等の参画を得ることを位置づけ。
- 森林・山村多面的機能発揮対策交付金
事業の活動内容を審査する地域協議会に女性が参画すること等が要件。

➤ 女性農業地域リーダー育成支援

【課題】

- ・基幹的農業従事者の約4割を占める女性は、地域農業の活性化や6次産業化の担い手として重要な役割。
- ・しかし、女性経営者は全体の7%程度。また、農業委員や農協役員等リーダー層の女性割合は1割未満。



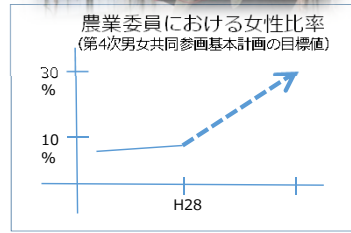
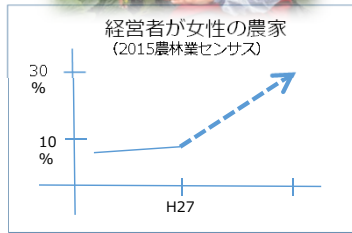
【対応】

経営力向上や地域農業の発展のための問題意識等をもった女性農業者を対象に、

- ・農業・農村のコミュニティをまとめるリーダーシップ能力の向上
 - ・コミュニティづくり先進地における研修・調査
 - ・コミュニティの価値を高めるブランディング手法の習得等
- 等を内容とする実践型研修を実施。



地域の農業界を牽引する女性農業リーダーとしての資質を備えた女性農業者を育成



➤ 女性の活躍推進に取り組む農業経営体への支援

【課題】

- ・農業の成長産業化を実現するには、女性の知恵や工夫を経営に活かすことが重要。
- ・一方、農村では、性別による固定的役割分担意識が根強く、ワークライフバランスの考えも浸透していない現状。



【対応】

女性の活躍推進に向けて、農業経営体における人材育成プログラム、ワークライフバランス制度、職場・労働環境の改善を内容とした

- ・研修教材の開発
 - ・経営者・管理職向けセミナーの開催
 - ・社会保険労務士等専門家による助言・指導及び効果の検証
 - ・ロールモデル集の作成・配布
- 等を実施し、女性の活躍推進に取り組むロールモデル経営体を育成。



女性が能力を発揮し活躍できるロールモデル経営体を全国へ展開し、農業界の「働き方改革」を実現

【女性の活躍推進に取り組む経営体の取組例】

- 一人一人に合ったキャリアプラン
 - 女性社員・リーダー研修の実施
 - 役員・管理職登用制度
- ワークライフバランス制度
 - 復職支援のための育児時短制度
 - 介護休暇制度
- 働きやすい環境整備
 - 休憩室・シャワー室
 - 屋内・屋外トイレの設置



女性にとって魅力ある職業としての「農業」を実現

10 水田活用の直接支払交付金

【330,400(315,000)百万円】

対策のポイント

米政策改革の着実な実行に向け、食料自給率・自給力の向上に資する飼料用米、麦、大豆など戦略作物の本作化や地域の特色ある魅力的な産品の産地づくりに向けた取組を支援し、水田のフル活用を図ります。

<背景/課題>

- ・行政による生産数量目標の配分を廃止する等の米政策の改革を着実に進め、農業経営体が自らの経営判断に基づき作物を選択できる環境を整備することが重要です。また、主食である米の安定供給、食料自給率・自給力の向上、多面的機能の維持強化等を図るためには、生産資源である水田を最大限に有効活用する必要があります。
- ・このため、需要に即した主食用米の生産を進めつつ、飼料用米等の多様な米の生産振興をそのコスト削減とあわせて図るとともに、小麦、大豆など多くを海外からの輸入に依存している品目の作付けを拡大していく等の取組を進める必要があります。

政策目標

- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米110万トン（平成37年度））
- 担い手の飼料用米の生産コストを10年間で5割程度削減（平成37年度）
- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦28.1万ha、大豆15万ha（平成37年度））
- 飼料自給率の向上（40%（平成37年度））

<主な内容>

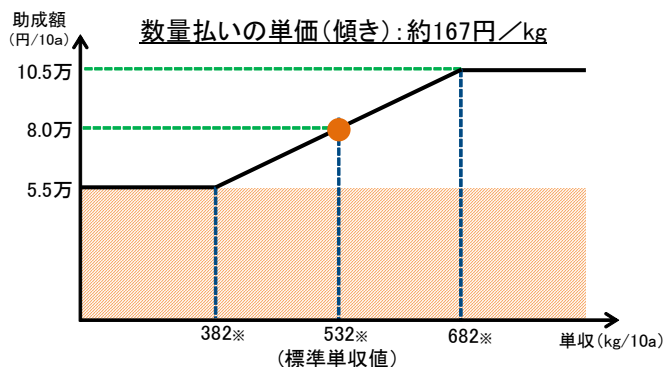
水田を活用して、飼料用米、米粉用米、麦、大豆等の作物を生産する農業者に対し、交付金を直接交付します。

1. 戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物 ※	35,000円/10a
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 55,000～105,000円/10a

※ 子実用とうもろこし(飼料用)を含む

○ 飼料用米、米粉用米の数量と交付単価の関係



注1：数量払いによる助成は、農産物検査機関による数量確認を受けていることが条件

注2：※は全国平均の年平均単収（標準単収値）に基づく数値であり、各地域への適用に当たっては、市町村等が当該地域に応じて定めた単収を適用

2. 産地交付金

105,740(101,572)百万円

地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、二毛作や耕畜連携を含め、産地づくりに向けた取組を支援します。

また、取組に応じた配分（下表参照）を都道府県に対して行います。

対象作物	取組内容	追加交付単価
飼料用米、米粉用米	多収品種への取組	12,000円/10a
加工用米	複数年契約(3年間)の取組 ※継続分のみ。	12,000円/10a
そば、なたね	作付の取組 ※基幹作のみ。	20,000円/10a

※ 上記のほか、以下の取組に応じた配分を都道府県に対して行います。

① 転換作物拡大

都道府県段階において需要のある作物の生産拡大に向けた自主的な取組を促す観点から、前年度実績よりも転換作物が拡大し、主食用米の作付面積が減少した都道府県に対し、その面積に応じて10,000円/10aを配分します。

② コメの新市場開拓

主食用米の国内需要が減少する中、内外のコメの新市場の開拓を図る米穀を作付けた都道府県に対し、作付面積に応じて20,000円/10aを配分します。

③ 畑地化

水田の畑地化（水田台帳の交付対象水田から除外し、当年度から本交付金の交付対象としない。）に取り組んだ都道府県に対し、取組面積に応じて10.5万円/10aを配分します（取組年度に限り当メニューのみ交付可）。

[お問い合わせ先：政策統括官付穀物課 (03-3597-0191)]

水田活用の直接支払交付金の概要

【平成30年度予算概算要求額 : 330,400(315,000)百万円】

- 米政策改革の着実な実行に向け、飼料用米、麦、大豆等の戦略作物の本作化を進めるとともに、産地交付金により、地域の特色ある魅力的な産品の産地の創造を支援。

【交付対象者】

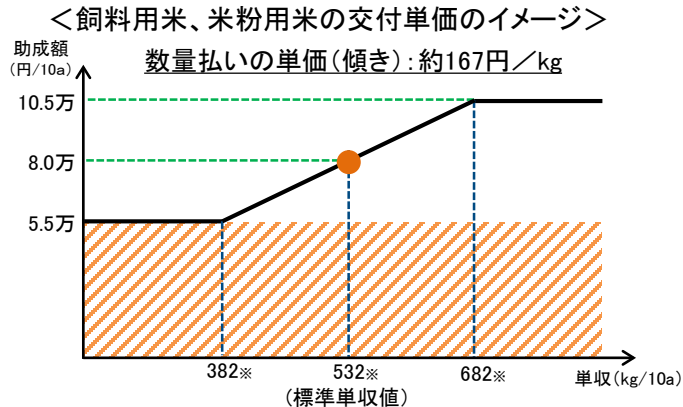
販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農

【支援内容】

1. 戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物※	3.5万円/10a
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、 5.5万円～10.5万円/10a

※ 子実用とうもろこし（飼料用）を含む



- 注1: 数量払いによる助成は、農産物検査機関による数量確認を受けていることが条件
注2: ※は全国平均の平年単収(標準単収値)に基づく数値であり、各地域への適用に当たっては、市町村等が当該地域に応じて定めた単収を適用

2. 産地交付金

- 地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、高付加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、二毛作や耕畜連携を含め、産地づくりに向けた取組を支援

- また、取組に応じた配分(下表参照)を都道府県に対して行う

対象作物	取組内容	配分単価
飼料用米、米粉用米	多収品種への取組	1.2万円/10a
加工用米	複数年契約(3年間)の取組 ※継続分のみ。	1.2万円/10a
そば、なたね	作付の取組 ※基幹作のみ。	2.0万円/10a

上記のほか、以下の取組に応じた配分を都道府県に対して行う

- ① 転換作物拡大(1.0万円/10a)
前年度実績よりも転換作物が拡大し、主食用米の作付面積が減少した場合に、その面積に応じて配分
- ② コメの新市場開拓(2.0万円/10a)
内外の新市場の開拓を図る米穀の作付面積に応じて配分
- ③ 畑地化(10.5万円/10a)
水田の畑地化面積(交付対象水田からの除外面積)に応じて配分

11 米穀周年供給・需要拡大支援事業

【5,033(5,033)百万円】

対策のポイント

民間主導のコメの周年供給・需要拡大等に対する取組を支援します。

<背景/課題>

- ・平成25年秋に決定された米政策の見直しを着実に実施していくためには、生産者、集荷業者・団体の自主的な取組により需要に応じた生産・販売が行われる環境を整備する必要があります。
- ・このため、米流通の約3割を占める業務用等のニーズに応じた安定取引の推進に加え、豊作の影響等により必要が生じた場合に、産地の判断により、主食用米を長期計画的に販売する取組や輸出用など他用途への販売を行う取組等を自主的に実施する体制を構築していくことが求められています。

政策目標

生産者、集荷業者・団体による自主的な経営判断や販売戦略に基づいた、需要に応じた米の生産・販売の実現

<主な内容>

1. 産地と中食・外食事業者等との安定取引に向けたマッチングの取組を支援します。
2. 産地において、あらかじめ生産者等が積立てを行い、以下の取組を実施する場合に支援します（値引きや価格差補てんのための費用は支援の対象外）。
 - (1) 周年安定供給のための長期計画的な販売の取組
主食用米を翌年から翌々年以降に長期計画的に販売する取組（収穫前契約や複数年契約の場合は追加的に支援）
 - (2) 輸向向けの販売促進等の取組
主食用米を輸向向けに販売する際の商品開発、販売促進等の取組
 - (3) 業務用向け等の販売促進等の取組
主食用米を業務用向け等に販売する際の商品開発、販売促進等の取組
 - (4) 非主食用への販売の取組
主食用米を非主食用へ販売する取組

また、取引参加者の利便性を向上させるため、現物市場が共同でシステムの開発・導入を行う場合等に支援します。

〔補助率：定額、1/2以内〕
〔事業実施主体：民間団体〕

[お問い合わせ先：政策統括官付農産企画課 (03-6738-8964)]

米穀周年供給・需要拡大支援事業

- 産地と中食・外食事業者等との安定取引に向けたマッチングの取組を支援。
- 産地の自主的な取組により、需要に応じた生産・販売が行われる環境整備を図る観点から、豊作の影響等により必要が生じた場合には、産地の判断により、主食用米を長期計画的に販売する取組や輸出用など他用途への販売を行う取組等を自主的に実施する体制を構築していくことが必要。
- あらかじめ生産者等が積立てを行い、産地の取組を実施する場合に国も一定の支援。

全国事業

産地と中食・外食事業者等との安定取引に向けたマッチングの取組を支援(定額)

民間団体が行う業務用米の生産・流通の拡大に向けたセミナー、展示商談会を支援。

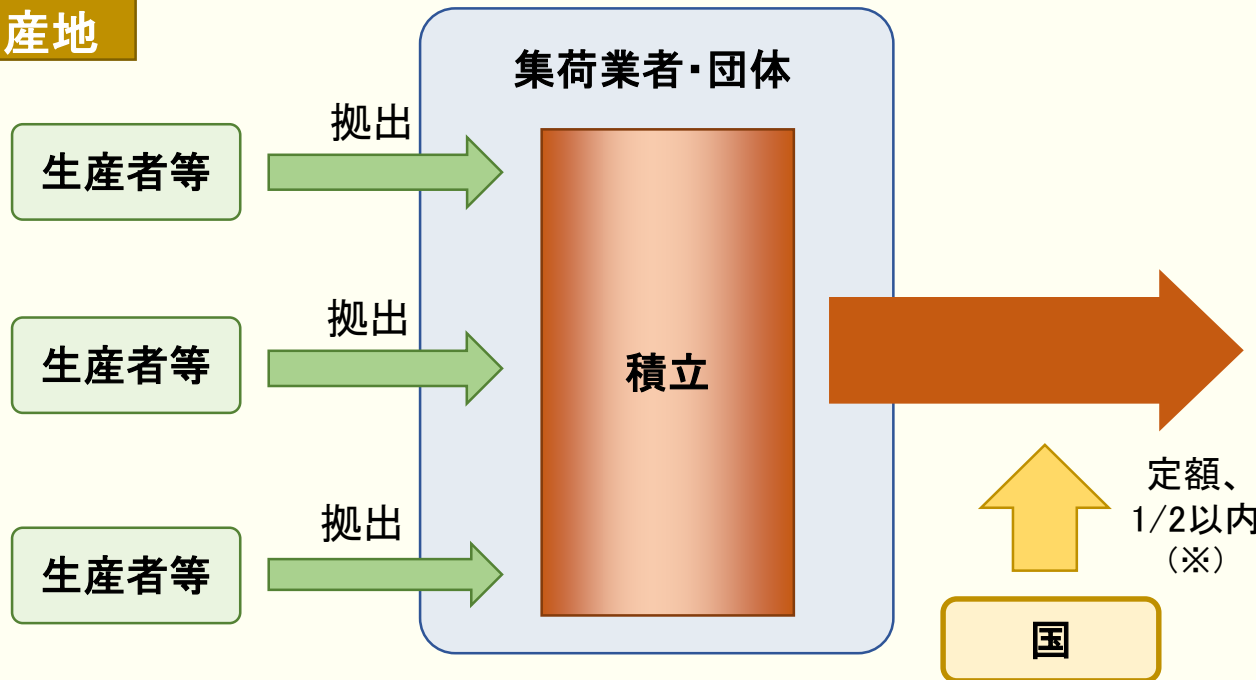
→ 生産者と実需者の連携(マッチング)促進による安定供給の拡大

〔業務用米取引セミナー〕

〔展示商談会〕



産地



産地自らの自主的な取組

主食用米の

- ① 周年安定供給のための長期計画的な販売
- ② 輸出向けの販売促進等
- ③ 業務用向け等の販売促進等
- ④ 非主食用への販売

(※) 値引きや価格差補てんのための費用は支援の対象外。

また、取引参加者の利便性を向上させるため、現物市場が共同でシステムの開発・導入を行う場合等に支援。

12 米粉の需要拡大・米活用畜産物等のブランド化等

【165（107）百万円】

対策のポイント

米粉の需要拡大に向けた新製品の開発や飼料用米を活用した畜産物等のブランド化等の取組を支援します。

<背景／課題>

- ・米の消費量の減少傾向が続く中で、米の需給改善を図っていくためには、主食用米だけでなく、米粉用米や飼料用米など様々な用途の米の需要を拡大していくことにより、米全体の利用を維持していく必要があります。
- ・米粉用米については、更なる需要拡大を図るため、米粉の用途別基準やグルテンを含まない米粉製品の表示ルールを活用しながら新たな米粉製品を開発するとともに、実需者などに対して安定的に米粉用米を提供できるよう生産・利用体制を確立する必要があります。
- ・飼料用米については、単なる輸入とうもろこしの代替として飼料利用するのみならず、飼料用米を給与した豚肉、鶏卵等の畜産物の付加価値向上を図ろうとする取組がみられ、生産性の向上を図りながら、このような畜産物のブランド化を進め、需要を拡大していく必要があります。

政策目標

- 米粉用米、飼料用米等の生産拡大（米粉用米10万トン、飼料用米110万トン（平成37年度））
- 飼料用米を活用した畜産物等のブランドの確立による売上増加（5年間で10%）

<主な内容>

1. 戦略作物生産拡大支援事業

130（72）百万円

（1）米粉製造革新技術等の開発支援

① 新たな米粉製品の開発の支援

米粉用米の需要拡大のため、米粉の用途別基準に即した米粉の商品化、ノングルテン米粉や米粉の保湿性・粘性に着目した食品添加物の代替利用といった、米粉の今後の需要拡大に有望な新たな米粉製品開発の取組を支援します。

② 米粉用米の生産・利用体制の確立への支援

実需者ニーズに応じた品質の米粉用米を効率的に生産する体制を構築するため、農業者、食品製造業者や米粉製造業者による検討会の開催、産地における実需者ニーズにあった品種選定や生産方法の確立等の取組を支援します。

③ 米粉製造設備導入支援

新たな米粉製品を製造するために必要な設備のリース導入・改良に必要な経費の負担を軽減します。

(2) 戦略作物の生産拡大支援

水田のフル活用に向けて、米粉用米、飼料用米等の戦略作物について、生産性を向上させながら需要に応じた生産拡大を図るため、多収品種や技術の導入実証、担い手向けの革新的な技術の改良・導入等の取組を支援します。

補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：都道府県、都道府県協議会、大規模生産法人、生産者団体、民間事業者、民間団体等

2. 米活用畜産物等ブランド化推進事業

35(35)百万円

(1) 米活用畜産物等ブランド展開事業

飼料用米を活用した豚肉、鶏卵等の畜産物など米を利用した新たな食品のブランド化による需要の拡大を図るため、ブランド化の戦略策定に係る検討会の開催や生産流通実態の調査、販路開拓・販売促進のためのPR活動等に要する経費を支援します。

補助率：定額(1／2相当)
事業実施主体：協議会

(2) 米活用畜産物等全国展開事業

飼料用米を活用した豚肉、鶏卵等の畜産物など米を利用した新たな食品の全国的な認知度向上や販路開拓のために必要となる、検討会の開催、ブランド化のためのロゴマークによる普及、アンケート調査、特色ある地域での取組事例の情報収集・発信、全国の実需者との商談会やセミナーの開催に要する経費を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

[お問い合わせ先：政策統括官付穀物課 (03-3502-7950)]

戦略作物生産拡大支援事業(米粉製造革新技術等の開発支援)

【平成30年度予算概算要求額 : 130(72)百万円の内数】

米粉用米の需要拡大のため、米粉の用途別基準に即した米粉の商品化、ノングルテン米粉や米粉の保湿性・粘性に着目した食品添加物の代替利用といった新たな米粉製品の開発、実需者ニーズに応じた品質の米粉用米を効率的に生産する体制を構築する取組について支援するとともに、これらの取組に必要な米粉製造設備の整備について支援します。

新たな米粉製品の開発

事業実施主体:民間事業者等

- 「米粉の用途別基準」に即した米粉の商品化
- ノングルテン米粉や食品添加物の代替利用等の需要拡大に有望な米粉製品の開発
- 新たな米粉製品の開発計画の策定・分析・公表
- 用途別基準をクリアできる製粉機やそれら米粉の製造に必要な分析機器のリース導入などを支援



米粉用米の生産・利用体制の構築

○事業実施主体:民間団体等

(生産者団体と米粉製造業者等が連携してニーズに即した米粉・米粉用米の生産・利用計画を策定)

(例)

米粉用米の生産地

- 需要者のニーズに応じた品種・品質の米粉用米の生産を可能とする生産体制の確立に必要な経費を支援
 - ・ 栽培履歴の記録
 - ・ 栽培マニュアルの作成

②高アミロースの米粉用米を生産してほしい

③要望に添った高アミロース米の生産・出荷

米粉製造業者

①麺離れの良い強弾力の麺製造に適した米粉を安定供給してほしい

④麺用米粉の安定供給

食品製造業者等

- 用途別基準やノングルテン表示に即した米粉の製造に必要な経費を支援
 - ・ ノングルテン米粉製造に向けた簡易な改装(コンタミ防止施設の導入等)
 - ・ 分析機器(粒度分析機器、澱粉損傷度分析機器)の導入
 - ・ ノングルテン米粉を用いた加工食品製造に必要な施設の改良

等

米粉用米の需要拡大

- 飼料用米を活用した畜産物等のブランドを確立するため、地域におけるブランド化に向けた戦略策定や販路開拓などの取組を支援します。
- また、地域の取組を全国に広げるため、米活用畜産物のロゴマークの普及や取組事例の情報収集・発信、全国の実需者との商談会やセミナー開催などの取組を支援します。

米活用畜産物等全国展開事業

○米活用畜産物の認知度向上や全国展開のための取組を支援

- ① ロゴマークの普及など認知度向上検討会の開催
- ② HPやフェア等での取組事例の情報収集・発信
- ③ 全国の米活用畜産物を一堂に紹介、実需者との商談会やセミナーの開催等

ロゴマークの普及



お米で育った畜産物

取組事例の情報収集・発信



商談会の開催



米活用畜産物ブランドの認知度向上や販路開拓

米活用畜産物等ブランド展開事業

○地域の米活用畜産物のブランド化を支援

- ① 戦略策定のためのブランド化推進検討委員会の開催や生産・流通実態の調査
- ② 販路開拓や販売促進のためのPR活動等

検討委員会での戦略策定



検討委員会

・畜産事業者
・耕種農家
・飼料メーカー
・販売等事業者
・行政など

生産・流通実態調査

販売促進の取組



地域における米活用畜産物ブランドの創出

飼料用米を活用した畜産物等の高付加価値化の実現

13 経営所得安定対策

【288,888(277,831)百万円】

対策のポイント

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）及び米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）について、担い手（認定農業者、集落営農、認定新規就農者）を対象とし、幅広い担い手が参加できるよう規模要件を課さずに実施します。

<背景/課題>

- ・諸外国との生産条件格差から生ずる不利がある畑作物は、コスト割れの補填が必要です。
- ・また、米・畑作物は、農産物価格下落が担い手の経営に及ぼす影響を緩和し、安定的な農業経営ができるよう、農業者抛出に基づくセーフティーネットが必要です。

政策目標

米・麦・大豆等の土地利用型農業の経営体の経営の安定

<主な内容>

1. 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

（所要額）198,408(194,991)百万円

諸外国との生産条件の格差による不利がある畑作物を生産する農業者に対して、経営安定のための交付金を直接交付します。

（1）交付対象者

認定農業者、集落営農、認定新規就農者（いずれも規模要件は課しません）

（2）対象作物

麦（小麦、二条大麦、六条大麦、はだか麦）、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね

（3）交付単価（29年産～31年産まで適用）

① 数量払

交付単価の水準は、全算入生産費をベースに算定した標準的な生産費と標準的な販売価格との差額分として算定されており、品質区分に応じた単価設定がされています。

[平成30年度予算概算要求の概要]

<小麦の品質区分と交付単価>

(円/60kg)

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
パン・中華麵用品種	8,990	8,490	8,340	8,280	7,830	7,330	7,180	7,120
パン・中華麵用品種以外	6,690	6,190	6,040	5,980	5,530	5,030	4,880	4,820

<大麦・はだか麦の品質区分と交付単価>

(円/単位数量)

品質区分 (等級/ランク)	1等				2等			
	A	B	C	D	A	B	C	D
二条大麦 (50kg)	5,520	5,100	4,980	4,930	4,660	4,240	4,110	4,060
六条大麦 (50kg)	6,000	5,580	5,450	5,400	4,970	4,550	4,430	4,380
はだか麦 (60kg)	8,610	8,110	7,960	7,870	7,040	6,540	6,390	6,310

<大豆の品質区分と交付単価>

(円/60kg)

品質区分 (等級)	1等	2等	3等
普通大豆	9,940	9,250	8,570
特定加工用大豆	7,890		

特定加工用：豆腐・油揚、しょうゆ、きなこ等製品の段階において、大豆の原形をとどめない用途に使用する大豆

<てん菜の品質区分と交付単価>

(円/t)

品質区分 (糖度)	(+0.1度ごと)	16.3度	(▲0.1度ごと)
てん菜	+62	7,180	▲62

<でん粉原料用ばれいしょの品質区分と交付単価>

(円/t)

品質区分 (でん粉含有率)	(+0.1%ごと)	19.5%	(▲0.1%ごと)
でん粉原料用ばれいしょ	+64	11,610	▲64

<そばの品質区分と交付単価>

(円/45kg)

品質区分 (等級)	1等	2等
そば	17,470	15,360

<なたねの品質区分と交付単価>

(円/60kg)

品質区分 (品種)	キザキノナタネ キラリボシ ナナシキブ	その他の品種
なたね	9,940	9,200

<参考：平均交付単価>

小麦	6,890円/60kg
二条大麦	5,460円/50kg
六条大麦	5,690円/50kg
はだか麦	8,190円/60kg
大豆	9,040円/60kg

てん菜	7,180円/t
でん粉原料用ばれいしょ	11,610円/t
そば	16,840円/45kg
なたね	9,920円/60kg

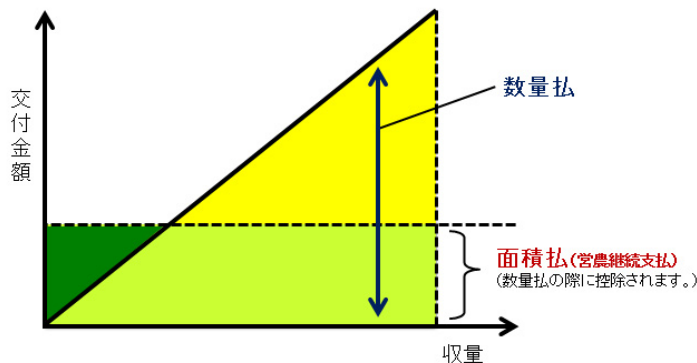
② 面積払（営農継続支払）

農地を農地として保全し営農を継続するために必要な経費が賄える水準を「営農継続支払」として、10a当たりの単価で直接交付します。

交付単価	: 20,000円 / 10a（そばについては、13,000円 / 10a）
------	--

※ 面積払は、当年産の作付面積に基づいて支払います。

○ 数量払と面積払（営農継続支払）の関係



※ 面積払を先に支払い、その後、対象作物の販売数量が明らかになった段階で数量払の額を確定し、先に支払われた面積払の金額を差し引いた額を追加で支払う仕組みです。

2. 米・畑作物の収入減少影響緩和対策交付金（ナラシ対策）

（所要額）81,572（74,554）百万円

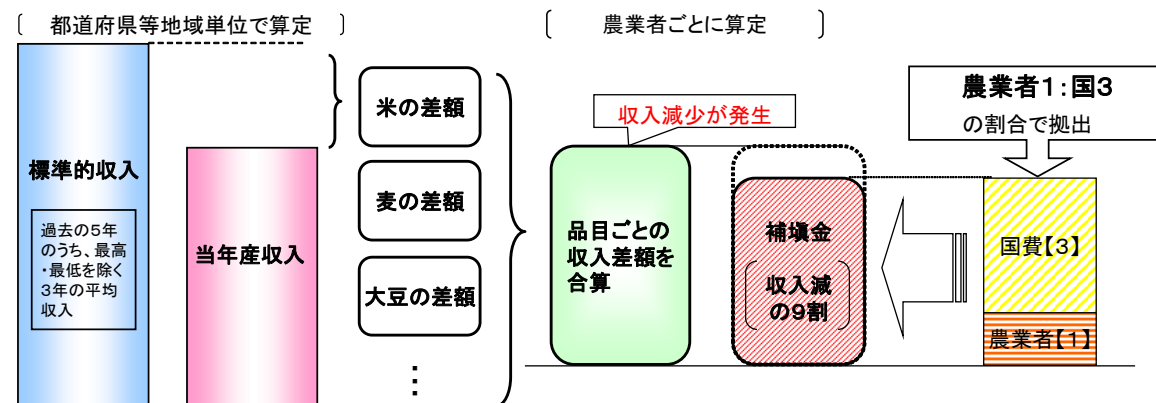
米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの29年産収入額の合計が、過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、対策加入者と国が1対3の割合で拠出した積立金から、補填します。

(1) 交付対象者

認定農業者、集落営農、認定新規就農者（いずれも規模要件は課しません）

(2) 交付単価

当年産の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と農業者の積み立てた積立金で補填します。補填の財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。



3. 経営所得安定対策等推進事業等

8,907(8,286)百万円

農業再生協議会が行う水田フル活用ビジョンの作成・周知や経営所得安定対策等の運営に必要な経費を助成します。

また、都道府県（農業再生協議会）への助成に当たっては、主食用米以外の作物への転換の動きにも配慮します。

（お問い合わせ先：政策統括官付総務・経営安定対策参事官付経営安定対策室
(03-3502-5601)）

○ 経営所得安定対策等の概要(平成30年度予算概算要求)

畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

【1,984(1,950)億円】
【水田・畑地共通】

◇ 諸外国との生産条件の格差による不利がある畑作物を生産する農業者に対して、経営安定のための交付金を直接交付します。

【認定農業者、集落営農、認定新規就農者が対象(規模要件は課しません)】

【交付単価は29年産～31年産まで適用】

【数量払】

交付単価は品質に応じて増減

対象作物	平均交付単価
小麦【水田・畑地】	6,890円/60kg
二条大麦【水田・畑地】	5,460円/50kg
六条大麦【水田・畑地】	5,690円/50kg
はだか麦【水田・畑地】	8,190円/60kg
大豆【水田・畑地】	9,040円/60kg

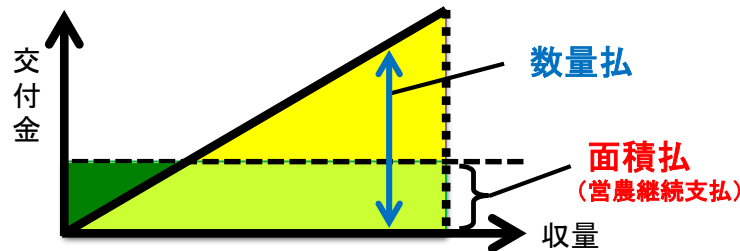
対象作物	平均交付単価
てん菜	7,180円/ t
でん粉原料用ばれいしょ	11,610円/ t
そば【水田・畑地】	16,840円/45kg
なたね【水田・畑地】	9,920円/60kg

【面積払(営農継続支払)】

当年産の作付面積に基づき交付

2万円/10a(そばについては、1.3万円/10a)

<畑作物の直接支払交付金のイメージ>



水田活用の直接支払交付金

【3,304(3,150)億円】

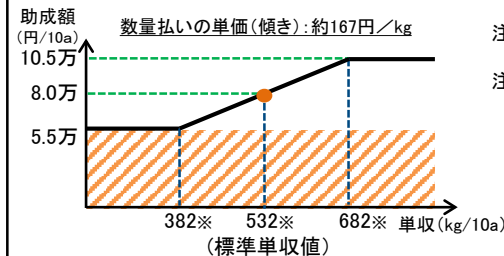
◇ 米政策改革の着実な実行に向け、飼料用米、麦、大豆等の戦略作物の本作化を進めるとともに、産地交付金により、地域の特色ある魅力的な産品の産地を創造

【販売農家又は集落営農が対象】

【戦略作物助成】

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a
WCS用稲	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a

<飼料用米・米粉用米の交付単価のイメージ>



注1: 数量払による助成は、農産物検査機関による数量確認を受けていることが条件
注2: ※は全国平均の数値であり、各地域への適用に当たっては、市町村等が当該地域に応じて定めた単収を適用

【産地交付金】

◇ 地域の作物振興の設計図となる「水田フル活用ビジョン」に基づき、高付加価値化や低コスト化を図りながら、地域の特色のある魅力的な産品の産地を創造するため、地域の裁量で活用可能な産地交付金により、二毛作や耕畜連携を含め、産地づくりに向けた取組を支援

米・畑作物の収入減少影響緩和対策交付金(ナラシ対策)

【816(746)億円】

◇ 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの29年産収入額の合計が、過去の平均収入である標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、対策加入者と国が1対3の割合で拠出した積立金から、補填します。

経営所得安定対策等推進事業等

【89(83)億円】

◇ 農業再生協議会が行う水田フル活用ビジョンの作成・周知や経営所得安定対策等の運営に必要な経費を助成します。
◇ また、都道府県(農業再生協議会)への助成に当たっては、主食用米以外の作物への転換の動きにも配慮します。

14 収入保険制度の実施

【53,089（一）百万円】

対策のポイント

品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとの収入全体を見て総合的に対応し得る収入保険制度を実施します。

<背景／課題>

- ・農業の成長産業化に向けて、収益性の高い新規作物の生産や新たな販路の開拓等にチャレンジする農業経営者の意欲的な取組を促進するため、農業経営者ごとの収入全体を対象とした収入保険制度を実施する必要があります。

政策目標

- 今後10年間（平成35年まで）で、法人経営体数を5万法人に増加
- 担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進

<主な内容>

1. 農業経営収入保険料国庫負担金 6,129（一）百万円
保険方式について、農業者が支払うべき保険料の1/2を国庫が負担します。
補助率：1/2
事業実施主体：全国農業共済組合連合会
2. 農業経営収入保険特約補填金造成費交付金 45,677（一）百万円
積立方式について、農業者が積み立てる積立金の3倍に相当する金額を国が交付します。
補助率：定額
事業実施主体：全国農業共済組合連合会
3. 農業経営収入保険事業事務費負担金 1,283（一）百万円
収入保険制度の実施主体である全国農業共済組合連合会に対し、収入保険制度の事業運営に係る基幹的経費（人件費、旅費等）を負担します。
補助率：1/2以内
事業実施主体：全国農業共済組合連合会

[平成30年度予算概算要求の概要]

(関連対策)

収入保険制度の導入に向けた準備

1. 農業者の収入データの収集

103(114)百万円

収入保険制度の保険料率の算定等を適切に行うため、収入保険制度の制度設計に基づき、農業者の収入データを把握します。

委託費
委託先：民間団体等

2. 収入保険電算処理システムの開発

325(149)百万円

収入保険制度の事務処理を円滑に行うための電算処理システムの開発を支援します。

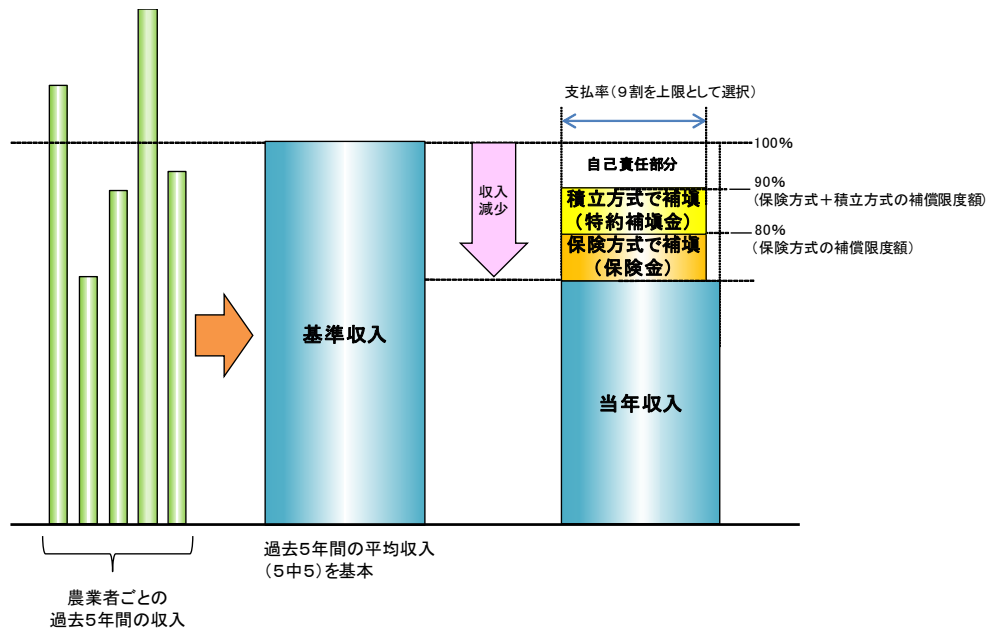
補助率：定額
事業実施主体：全国農業共済組合連合会

【収入保険制度の仕組みの概要】

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収入減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補填する仕組みです。

具体的には、

- ① 青色申告を行っている農業者（個人・法人）を対象に、
- ② 農業者ごとの過去5年間の平均収入を基本として基準収入を設定し、
- ③ 当年収入が基準収入の9割（補償限度額）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）について、「掛捨ての保険方式（保険金）」と「掛捨てとならない積立方式（特約補填金）」の組合せで補填します。



(注)5年以上の青色申告実績がある者が、補償限度9割(保険8割+積立1割)を選択した場合

[お問い合わせ先：経営局保険課 (03-6744-7147)]

15 農業共済関係事業

【86,950(88,235)百万円】

対策のポイント

農業者が台風や冷害などの自然災害等によって受ける損失を補填する農業共済事業を実施します。

<背景/課題>

- ・我が国の農業は、風水害、冷害等種々の農業災害にしばしば見舞われ、広い地域にわたり甚大な被害を受けやすいという宿命を有しています。
- ・このため、国の責務として、被災した農業者の損失を保険の仕組みにより補填する必要があります。

政策目標

共済金の早期支払を通じた被災農業者の経営の安定を確保
(水稻及び麦は共済金が年内に支払われる農業者数の割合、その他の品目(果樹、畑作物等)は共済金の支払に係る国などの事務を30日以内に行う割合を100%とする。)

<主な内容>

1. 共済掛金国庫負担金 50,110(50,110)百万円

農業者が支払うべき共済掛金の約1/2を国庫が負担します。

	補助率: 1/2
補助率1/2以外のもの	
農作物共済(麦)	: 50~55%
家畜共済(豚)	: 40%
畑作物共済(蚕繭以外)	: 55%
事業実施主体:	農業共済団体等

2. 農業共済事業事務費負担金 36,404(37,689)百万円

農業共済事業の実務を担う農業共済団体に対し、事業運営に係る基幹的経費(人件費、旅費等)を負担します。

補助率: 定額
事業実施主体: 農業共済団体

お問い合わせ先:	
1の事業 経営局保険課	(03-3502-7337)
2の事業 経営局保険監理官	(03-3591-5009)

16 農業農村整備事業（公共）

【379, 337（308, 404）百万円】

対策のポイント

農業の競争力強化のための農地の大区画化や汎用化・畑地化、新たな農業水利システムの構築、国土強靱化のための農業水利施設の長寿命化・耐震化対策、ため池の管理体制の強化等を推進します。

<背景／課題>

- ・農業の競争力強化を図るためには、担い手への農地の集積・集約化に向け、農地中間管理機構とも連携した農地の大区画化・汎用化や、水管理の省力化等を実現する新たな農業水利システムの構築等を推進する必要があります。
- ・米中心の営農体系から野菜等の高収益作物を中心とした営農体系への転換など、農業者の自立的な経営判断に基づく生産を促し、産地収益力を向上させるため、水田の排水対策による畑地化や水路のパイプライン化等を推進する必要があります。
- ・全国の基幹的な農業水利施設の約2割が既に耐用年数を超過していることを踏まえ、基幹的な農業水利施設の老朽化への対策を講ずる必要があります。
- ・地震・豪雨等の自然災害の激甚化を踏まえ、農業水利施設等の耐震化や洪水被害防止対策を通じた農村地域の防災・減災対策を講ずる必要があります。

政策目標

- 担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年度まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進
- 基盤整備完了区域（水田）における作付面積（主食用米を除く）に占める高収益作物の割合
（約2割（平成27年度）→約3割以上（平成32年度））
- 基幹的農業水利施設の機能保全計画の策定率
（約6割（平成27年度）→10割（平成32年度））
- ハザードマップ等ソフト対策を実施した防災重点ため池の割合
（約5割（平成27年度）→10割（平成32年度））

<主な内容>

1. 担い手が活躍する強い農業基盤づくり（農業競争力強化対策）

132, 849（103, 395）百万円

担い手への農地集積や農業の高付加価値化を図るため、農地中間管理機構との連携等により、農地の大区画化・汎用化や畑地化・畑地かんがい施設の整備等を実施します。また、パイプライン化やICT等の導入により、新たな農業水利システムを構築し、担い手の多様な水利用や水管理の省力化を推進します。

2. 老朽化した農業水利施設の長寿命化（国土強靱化対策）

147, 449（125, 377）百万円

老朽化した農業水利施設について、点検・診断に基づき、補修・更新等を適時的確に実施します。

3. 安全・安心のための農村地域の防災・減災（国土強靱化対策）

99, 039（79, 632）百万円

基幹的な農業水利施設やため池等の耐震対策、集中豪雨による農村地域の洪水被害防止対策等を実施します。

〔国費率、補助率：2／3、1／2等
事業実施主体：国、都道府県等〕

[お問い合わせ先：農村振興局設計課（03-3502-8695）]

農業農村整備事業

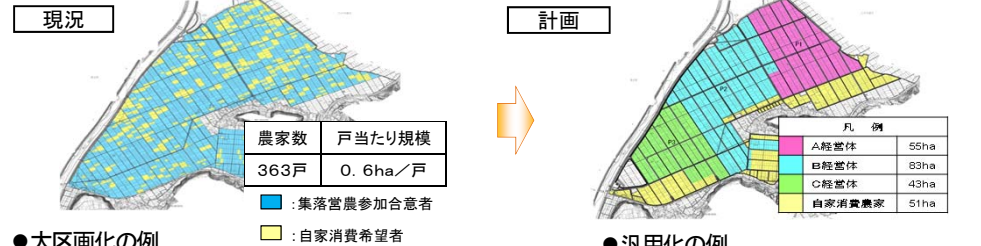
平成30年度予算概算要求額： 379,337百万円
 (平成29年度予算額： 308,404百万円)

1. 担い手が活躍する強い農業基盤づくり(農業競争力強化対策)

【132,849 (103,395) 百万円】

○ 大区画化や汎用化・畑地化等の基盤整備を実施し、農地中間管理機構とも連携した担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化を推進。

●農地整備を通じた農地集積・集約化の例



●大区画化の例



●汎用化の例



○ パイプライン化やICTの導入等により、新たな農業水利システムを構築し、担い手の多様な水利用や水管理の省力化を推進。

●新たな農業水利システム (イメージ)

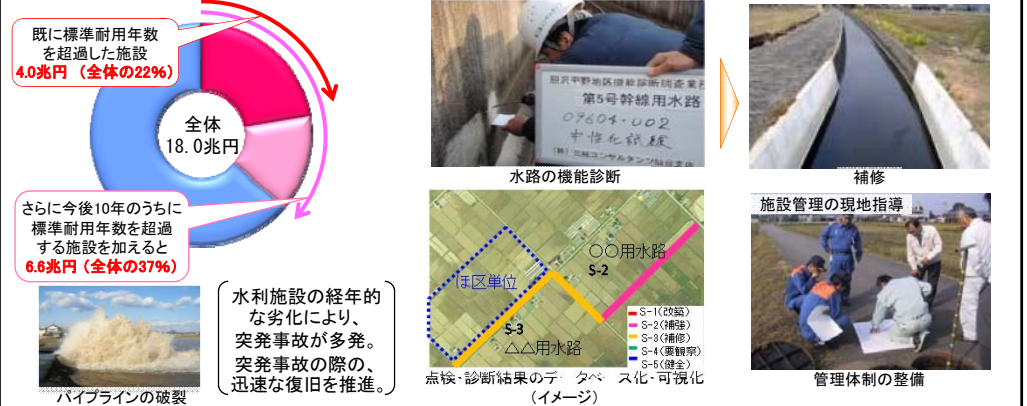


2. 老朽化した農業水利施設の長寿命化(国土強靱化対策)

【147,449 (125,377) 百万円】

○ 老朽化した農業水利施設の点検・診断の結果をデータベース化し、補修・更新等を適時・的確に実施するとともに、突発事故の迅速な復旧や管理体制の整備を推進。

●基幹的水利施設の老朽化状況(H26) ●農業水利施設の補修・更新等



3. 安全・安心のための農村地域の防災・減災(国土強靱化対策)

【99,039 (79,632) 百万円】

○ 基幹的な農業水利施設等の耐震化、ため池のハザードマップ作成や管理体制の強化、農村地域の洪水被害防止対策等を推進。



17 森林整備事業（公共）

【144, 376（120, 313）百万円】

対策のポイント

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を実現するため、意欲と能力のある経営体や、同経営体が森林の管理経営を集積・集約化する地域に対し、間伐や路網整備、主伐後の再造林等を重点的に支援します。

<背景／課題>

- ・我が国の人工林は本格的な利用期を迎えており、この豊富な資源を循環利用し、木材の安定供給体制を構築していく必要があります。
- ・また、地球温暖化防止対策としての森林吸収量3.5%の確保や国土の保全など森林の公益的機能を発揮させることが重要です。
- ・このため、間伐や路網整備、主伐後の再造林等を推進する必要があり、特に木材流通が広域化している中、木材の大量運搬等に対応でき、大型車両が通行可能な幹線路網の整備を推進する必要があります。

政策目標

森林吸収量の算入上限値3.5%（平成2年度比）の確保に向けた間伐の実施（平成25年度から平成32年度までの8年間の年平均：52万ヘクタール）

<主な内容>

1. 意欲と能力のある経営体や同経営体が森林の管理経営を集積・集約化する地域に対し、間伐や路網整備、主伐後の再造林等を重点的に支援します。
 - (1) 森林資源が充実した区域等において、路網ネットワークを形成するため森林作業道、林業専用道、林業生産基盤整備道をバランスよく整備します。また、意欲と能力のある経営体が行う間伐等に優先配分します。
 - (2) 伐採と造林の一貫作業システム、列状間伐の導入等を通じた森林整備の低コスト化を進めながら健全な森林の育成を推進します。

森林環境保全直接支援事業	36,494	(23,194)	百万円
森林資源循環利用林道整備事業	2,232	(-)	百万円
林業専用道整備対策	11,361	(10,733)	百万円
			国費率：1/2、3/10等
			事業実施主体：国、都道府県、市町村、森林所有者等

2. 台風等の気象害を受けた被害森林や奥地水源林の整備等を推進します。

環境林整備事業	3,800	(3,200)	百万円
水源林造成事業	26,987	(24,845)	百万円
			国費率：3/10、10/10等
			事業実施主体：都道府県、市町村、国立研究開発法人森林研究・整備機構等

[お問い合わせ先：林野庁整備課（03-6744-2303）]

森林資源の循環利用の推進

- 本格的な利用期を迎えた森林資源
- 森林の持つ多面的機能の維持・向上を図りつつ、資源の循環利用の推進により林業を成長産業として確立

「経済財政運営と改革の基本方針2017」

（平成29年6月閣議決定）
 森林の管理経営を意欲のある持続的な林業経営者に集積・集約化するとともに、それができない森林の管理を市町村等が行う新たな仕組みを検討する。

「未来投資戦略2017」

（平成29年6月閣議決定）
 林業所得の向上のための林業の成長産業化の実現と森林資源の適切な管理のため、森林の管理経営を、意欲ある持続的な林業経営者に集積・集約化するとともに、それができない森林の管理を市町村等が行う新たな仕組みを検討し、年内に取りまとめる。

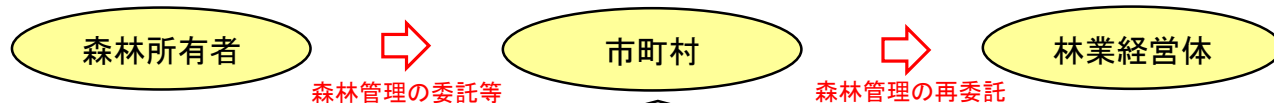
■ 幹線となる路網の整備

- 森林資源が充実し、主伐期を迎え木材流通の広域化
- 大型の製材工場等が整備され、国産材に対する需要の高まり
- 木材の大量運搬等に対応できる幹線となる路網の整備が必要

林業の成長産業化と森林の多面的機能の発揮

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を実現するため、意欲と能力のある経営体や、同経営体が森林の管理経営を集積・集約化する地域に対し、間伐や路網整備、主伐後の再造林等を重点的に支援します。

新たなスキーム

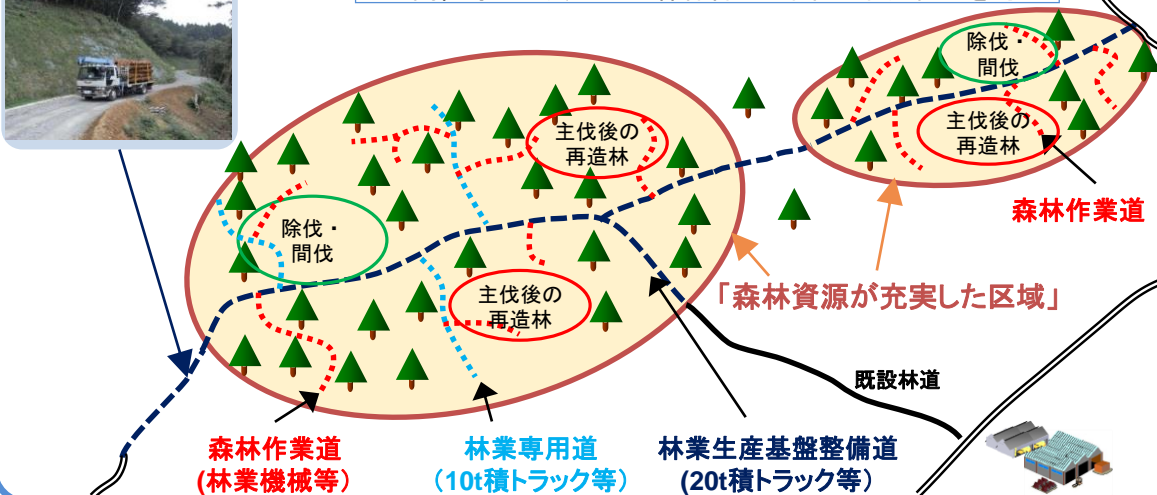


新たなスキームを支える条件整備

〔新たなスキームを活用する地域に対し重点的に支援〕

- 木材生産と森林管理を行うための路網整備
 - 利用間伐等の促進
- ・ 路網ネットワークを形成するため森林作業道、林業専用道、林業生産基盤整備道をバランスよく整備
 - ・ 間伐等により、適切な森林管理と木材の利用促進を両立

大型トラックが通行可能な幹線となる道の整備が必要



利用間伐の実施



間伐材の搬出

※ このほかに、台風等の気象害を受けた被害森林の整備などを推進

18 治山事業（公共）

【71,683（59,736）百万円】

対策のポイント

集中豪雨、流木等被害に対する山地防災力を高めるため、荒廃山地の重点的な復旧・予防対策、効果的な流木対策の強化により、事前防災・減災対策を推進します。

<背景／課題>

- ・集中豪雨等による山地災害が頻発する中、国民の生命・財産を守り林業成長産業化の礎となる安全・安心な国土、地域の構築のため、治山対策を推進する必要があります。
- ・局地的豪雨による山腹崩壊の発生や立木の太径化に伴い、被害が甚大化している流木災害への対応を強化する必要があります。

政策目標

周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の増加
(5.5万集落（平成25年度）→5.8万集落（平成30年度）)

<主な内容>

1. 山地災害の発生のおそれが高い地域を対象に、航空レーザ計測による崩壊地等の詳細把握と重点的・集中的な予防・復旧対策を実施します。

山地災害重点地域総合対策事業 1,800（-）百万円
国費率：10/10、1/2等
事業実施主体：国、都道府県

2. 流木被害を防止・軽減するため、スリット式治山ダムの機能回復に必要な管理道を整備するとともに、保安林内に堆積した流木の緊急除去を実施します。

加えて、林野庁内に設置した「流木災害等に対する治山対策検討チーム」において、九州北部豪雨における流木被害の実態把握等を行い、今後の効果的な治山対策の在り方を検討し、その結果を踏まえた対策を推進します。

復旧治山事業 26,782（20,595）百万円
緊急予防治山事業 2,770（2,505）百万円
国費率：10/10、1/2等
事業実施主体：国、都道府県

3. 激甚な災害から緊急的に復旧を図り再度災害を防止するため、災害関連緊急治山事業等と一体的な計画に基づき、周辺被災箇所等における復旧・予防対策を実施します。

緊急総合治山事業 900（-）百万円
国費率：1/2等
事業実施主体：都道府県

4. 豪雨により甚大な被害を受けた地域において、大規模な崩壊地の復旧に新規着手するなど、民有林直轄治山事業による集中的な復旧整備を実施します。

民有林直轄治山事業 13,586（11,072）百万円
国費率：2/3等
事業実施主体：国

[平成30年度予算概算要求の概要]

5. なだれ危険箇所の調査を行うとともに、なだれ防止林の造成やなだれ防止施設の長寿命化対策により、**なだれ防災対策を効果的・効率的に推進**します。

〔防災林造成事業 2, 948 (2, 745) 百万円
国費率：10/10、1/2等
事業実施主体：国、都道府県〕

[お問い合わせ先：林野庁治山課 (03-6744-2308)]

治山対策の推進（平成30年度予算概算要求の概要）

概算要求額：717億円（597億円）

災害の多様化・激甚化

○豪雨災害



- ・近年、集中豪雨が頻発し、激甚な山地災害が発生
- ・今後も、地球温暖化による、山地災害発生リスクの上昇が予測される

H29年 九州北部豪雨

○流木災害



- ・平成28年に相次いで上陸した台風や、平成29年九州北部豪雨等において、流木災害が発生

- ・度重なる豪雨や立木の大径化に伴い流木による被害が甚大となる傾向

H29年 九州北部豪雨

○地震災害



- ・平成28年熊本地震では大規模な山腹崩壊が発生

- ・南海トラフ地震等による広域にわたる津波と地震動も予測される

H28年 熊本地震

○なだれ災害



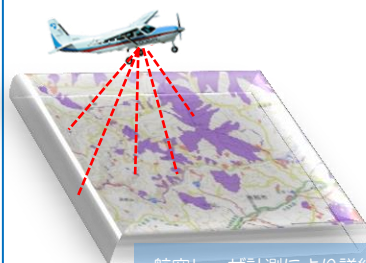
- ・日本の国土面積の半分以上が豪雪地帯に指定されており、毎年のようになだれによる被害が発生
- ・平成29年においても、3月に栃木県でなだれ災害が発生

H29年 栃木県 なだれ災害

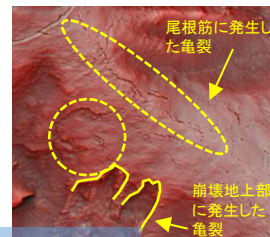
平成30年度予算概算要求の重点施策

○事前防災・減災対策の推進

＜山地災害危険地区密集地における対策＞



航空レーザ計測により詳細な危険箇所を把握



尾根筋に発生した亀裂

崩壊地上部に発生した亀裂



危険箇所の重点的・集中的な予防・復旧対策

- ・山地災害危険地区密集地を対象に、航空レーザ計測による崩壊地等の詳細把握と重点的・集中的な予防・復旧対策を実施

○流木災害への対策強化



管理道を利用して林外へ運搬

- ・スリット式治山ダムの機能回復に必要な管理道の整備を実施
- ・保安林内に堆積した流木を緊急的に除去

○効果的・効率的ななだれ対策



なだれ防止工の実施状況



老朽化したなだれ防止施設

- ・なだれ危険箇所の調査を行うとともに、なだれ防止林の造成やなだれ防止施設の長寿命化対策を実施

○激甚な災害からの早期復旧



H28年 梅雨前線に伴う豪雨



H29年 九州北部豪雨

- ・再度災害防止のため、災害関連緊急治山事業等と一体的に復旧・予防対策を実施
- ・豪雨により被災した地域において、大規模な崩壊地の復旧に新規着手するなど、民有林直轄治山事業による集中的な復旧整備を実施

○保安林の保全管理の推進



- ・高齢級林分における受光伐や海岸防災林の整備・保全を実施

19 水産基盤整備事業（公共）

【84,000（70,000）百万円】

対策のポイント

- ・消費・輸出の拡大に向けて、漁港における集出荷機能の集約・強化や衛生管理対策など、安全で安定した水産物の供給体制の確立を推進します。
- ・自然災害に強く安全で安心な漁業地域の実現に向けて、漁港施設の防災・減災対策を計画的に推進します。

<背景／課題>

- ・水産業の成長産業化を実現し、消費・輸出の拡大を図るため、水産物流通の集約・強化や衛生管理対策、海域の生産力の底上げを目指した水産環境整備を推進し、競争力の強化を図ることが必要です。
- ・国土強靱化に資するため、漁港施設の地震・津波対策や長寿命化対策など、大規模自然災害に備えた防災・減災対策を計画的に推進することが必要です。

政策目標

- 流通拠点漁港における水産物の品質向上や出荷安定の推進
（水産物取扱量のおおむね50%について新たな品質向上等の取組を実施（平成33年度））
- 流通・輸出拠点漁港のうち、新たに輸出を拡大させる漁港の増加
（おおむね60漁港で数量、魚種、輸出先国を拡大（平成33年度））
- 漁場再生及び新規漁場整備による水産物の増産
（おおむね8万トンの増産（平成33年度））
- 流通拠点漁港のうち、災害発生時における水産業の早期回復体制が構築された漁港の増加
（おおむね30%の漁港において早期回復体制を構築（平成33年度））

<主な内容>

1. 国産水産物の衛生管理や安定供給のための基盤強化対策

43,880（35,145）百万円

国内市場における競争力強化及び国産水産物の輸出促進を図るため、流通拠点となる漁港の集出荷機能の集約・強化対策や衛生管理対策、増養殖場等の生産機能の強化対策を推進します（29,089百万円）。

また、海域全体の生産力の底上げなど資源回復のための水産環境整備を推進します（14,791百万円）。

2. 災害に強い漁業地域づくりのための漁港施設の防災・減災対策、既存ストックの有効活用

40,120（34,855）百万円

地震・津波等の自然災害に対する漁港及び背後集落の安全確保のため、施設の機能診断を行いつつ、漁港施設の地震・津波対策等を推進します。

また、漁港施設の戦略的な長寿命化対策や既存ストックの有効活用を推進し、施設の維持管理・更新費の増大の抑制等を図ります。

直轄漁港整備事業（1、2）	17,272	（14,393）	百万円
フロンティア漁場整備事業（1）	3,043	（2,700）	百万円
水産流通基盤整備事業（1、2）	16,653	（10,902）	百万円
水産物供給基盤機能保全事業（2）	14,217	（12,923）	百万円
漁港施設機能強化事業（2）	6,276	（5,703）	百万円
水産環境整備事業（1）	11,748	（10,420）	百万円
水産生産基盤整備事業（1、2）	12,216	（10,533）	百万円

国費率：10/10（うち漁港管理者2/10等）、1/2等
事業実施主体：国、地方公共団体等

[平成30年度予算概算要求の概要]

(関連対策)

漁港機能増進事業<非公共>

1,600(1,000)百万円

漁港のストック効果の最大化を図りつつ、漁村の活力を取り戻すため、漁港の利用者や生産者の就労環境の改善、漁港施設の有効活用等に資する施設整備の支援により、漁港機能の増進を図ります。

〔補助率：1/2等
事業実施主体：地方公共団体等〕

[お問い合わせ先：水産庁計画課 (03-3502-8491)]

水産基盤整備事業（公共）

平成30年度予算の考え方

【平成30年度予算概算要求額：84,000（70,000）百万円】

漁港漁場整備長期計画の着実な推進と水産業の成長産業化に向け、以下の対策について重点的に推進。

- （1）水産業の成長産業化に向けた拠点漁港の生産・流通機能の強化対策
- （2）漁場環境の変化に順応した広域的な水産資源の回復対策
- （3）大規模自然災害に備えた漁業地域の防災・減災対策
- （4）漁村の活性化に向けた漁港ストックの最大限の活用

生産・流通機能の強化対策

【課題と対応】

- ・漁業の生産性が低迷
- ・水産物への国内消費の低迷・世界的な需要の高まり



- ・大規模増養殖場等の生産拠点の整備の推進
- ・流通拠点における集出荷機能の集約・強化対策や輸出促進に向けた衛生管理対策の推進



大規模養殖の生産拠点



高度衛生管理に対応した岸壁・荷さばき所の一体的整備

水産資源の回復対策

【課題と対応】

- ・水産資源の低迷
- ・気候変動等による藻場・干潟の減少等の環境変化



- ・資源管理と連携した広域的な水産環境整備の推進
- ・海水温上昇等に順応した漁場再生の推進
- ・フロンティア漁場整備等の更なる展開



暖水性魚類の生息域拡大に対応した漁場整備



海水温上昇により衰退する藻場の再生

漁業地域の防災・減災対策

【課題と対応】

- ・南海トラフ等大規模地震・津波が切迫
- ・台風・低気圧災害の激甚化の懸念



- ・被災後の水産業の早期回復等の拠点となる漁港での施設の地震・津波対策の推進
- ・台風・低気圧災害に備えた漁港施設の耐浪化の推進



耐震強化岸壁



台風・低気圧災害の激甚化

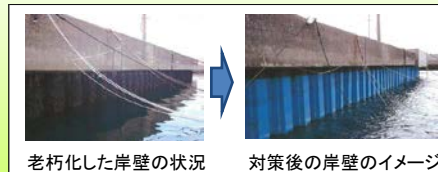
【課題と対応】

- ・多くの施設が老朽化し、維持・更新費用が増大
- ・人口減少や高齢化の進行等による漁村活力の低下と漁港利用の変化



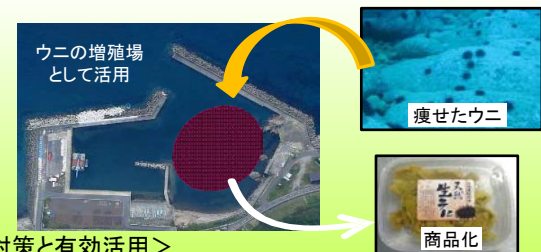
- ・漁港機能を集約しつつ、漁港施設の戦略的な長寿命化対策を推進
- ・水域の増養殖への利用など漁港施設の有効活用を推進

漁港ストックの最大限の活用



老朽化した岸壁の状況

対策後の岸壁のイメージ



＜施設の長寿命化対策と有効活用＞

20 漁港機能増進事業

【1,600(1,000)百万円】

対策のポイント

漁港のストック効果の最大化を図りつつ、漁村の活力を取り戻すため、就労環境の改善や漁港施設の有効活用等に資する施設の整備を支援します。

<背景/課題>

- ・近年、漁村においては、全国平均を上回る速さで人口減少や高齢化が進行し、漁村の活力の低下が懸念されています。また、漁港をはじめ社会資本全体において、多くの施設が耐用年数を迎える中、維持管理・更新費の増大等が懸念されることから、既存施設を最大限活用したストック効果の最大化が求められています。
- ・これらのことから、漁港のストック効果の最大化を図りつつ、漁村の活力を取り戻すため、漁港機能を増進する取組を推進することが必要です。

政策目標

- 都市漁村交流人口の増加数
(5年間でおおむね100万人)
- 老朽化に対して施設の安全性が確保された漁港の割合
(66%(平成28年度)→おおむね100%(平成33年度))

<主な内容>

漁港の利用者や生産者の就労環境の改善、漁港施設の有効活用など、漁港機能の増進を図るため、以下の施設整備を推進します。

- (1) 省力化・軽労化・就労環境の改善を図るための施設
- (2) 漁港施設の有効活用を促進するための施設
- (3) 安全対策向上のための施設

補助率：1/2等
事業実施主体：地方公共団体等

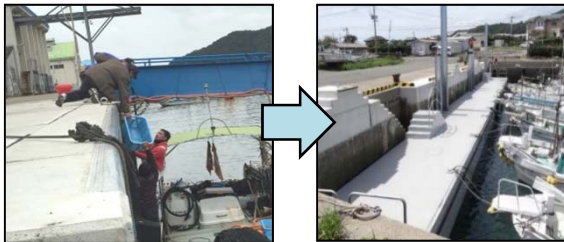
[お問い合わせ先：水産庁計画課 (03-3506-7897)]

漁港機能増進事業 【平成30年度予算概算要求額：1,600(1,000)百万円】

漁港のストック効果の最大化を図りつつ、漁村の活力を取り戻すため、漁港の利用者や生産者の就労環境の改善、漁港施設の有効活用など漁港機能の増進を図る。

【省力化・軽労化・就労環境改善施設】

<浮体式係船岸の整備>



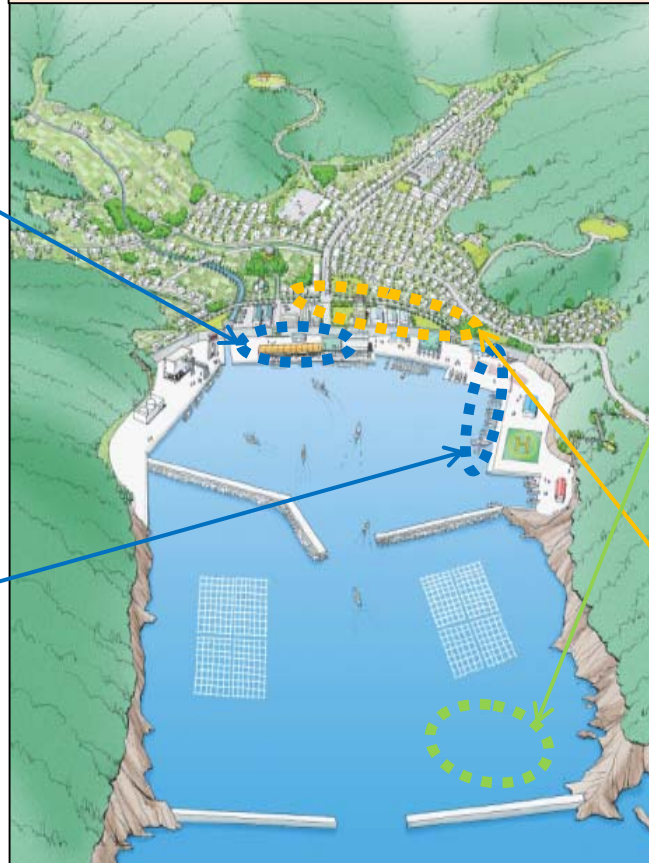
○荷揚げや積み込み作業等における省力化・軽労化のため、浮体式係船岸を整備。

<岸壁屋根の整備>



○屋外作業における就労環境改善のため、岸壁の屋根を整備。

漁港(イメージ)



【有効活用促進施設】



○港内の静穏域を有効活用するため、アワビ等の増殖場を整備。

【安全対策向上施設】



東日本大震災において漂流した漁船

○津波による漁船等の漂流物の流出や、漂流物による二次災害を回避するため、津波バリア施設を整備。

【事業実施主体】 地方公共団体等

【補助率】 1/2等